

官報

號外

昭和四年三月十七日 日曜日

○第五十六回 帝國議會衆議院議事速記錄第二十四號

内閣印刷局

昭和四年三月十七日(明治三十五年第三種郵便物認可)

衆議院議事速記錄第二十四號 議長ノ報告

第三十二衆議院議員黨籍變更ニ關ス
ル法律案(小久江美代吉君外四名提出)
第一讀會

○議長(川原茂輔君) 諸般ノ報告ヲ致サセ
マス
〔書記官朗讀〕

一昨十五日貴族院ニ於テ本院ノ送付ニ係ル

左ノ政府提出案ヲ可決シタル旨同院ヨリ
通牒ヲ受領セリ

昭和四年度歲入歲出總豫算案並昭和四年
度各特別會計歲入歲出豫算案
(西尾末廣君提出)
第一讀會

第三十四健康保險法中改正法律案(樋口
秀雄君外六名提出)
第一讀會

第三十六耕地整理法中改正法律案
(鬼丸義齋君提出)
第一讀會

第三十七牧野法案(中島鵬六君外一
名提出)
第一讀會

第三十八質屋取締法中改正法律案(鬼
丸義齋君提出)
第一讀會

第三十九古物商取締法中改正法律案
(鬼丸義齋君提出)
第一讀會

第四十刑法中改正法律案(牧野賤男
君外二名提出)
第一讀會

第四十一借家法中改正法律案(小久
江美代吉君外二名提出)
第一讀會

第四十二恩給法中改正法律案(山下
谷次君外一名提出)
第一讀會

第四十三道路法中改正法律案(菅野
善右衛門君提出)
第一讀會

第四十四遠洋漁業獎勵法中改正法律
案(岩崎一高君外十六名提出)
第一讀會

第四十五賃物税法中改正法律案
(原耕君提出)
第一讀會

第四十六違警罪即決例中改正法律案
(一松定吉君外二名提出)
第一讀會

第四十七工場法中改正法律案(千葉
三郎君外五名提出)
第一讀會

第四十八勞働組合法案(鈴木文治君
提出)
第一讀會

第四十九正法律案(關東州ノ生産品輸入稅
免除等ノ件)(政府提出)
第一讀會

第五十正法律案(第一讀會ノ續)(委員長報告)
第一讀會

第五十一大正十四年法律第五十一號中
正法律案(第一讀會ノ續)(委員長報告)
第一讀會

第五十二正法律案(第一讀會ノ續)(委員長報告)
第一讀會

第五十三正法律案(第一讀會ノ續)(委員長報告)
第一讀會

第五十四正法律案(第一讀會ノ續)(委員長報告)
第一讀會

第五十五正法律案(第一讀會ノ續)(委員長報告)
第一讀會

第五十六正法律案(第一讀會ノ續)(委員長報告)
第一讀會

第五十七正法律案(第一讀會ノ續)(委員長報告)
第一讀會

第五十八正法律案(第一讀會ノ續)(委員長報告)
第一讀會

第五十九正法律案(第一讀會ノ續)(委員長報告)
第一讀會

第六十正法律案(第一讀會ノ續)(委員長報告)
第一讀會

第六十一正法律案(第一讀會ノ續)(委員長報告)
第一讀會

第六十二正法律案(第一讀會ノ續)(委員長報告)
第一讀會

第六十三正法律案(第一讀會ノ續)(委員長報告)
第一讀會

第六十四正法律案(第一讀會ノ續)(委員長報告)
第一讀會

第六十五正法律案(第一讀會ノ續)(委員長報告)
第一讀會

第六十六正法律案(第一讀會ノ續)(委員長報告)
第一讀會

第六十七正法律案(第一讀會ノ續)(委員長報告)
第一讀會

第六十八正法律案(第一讀會ノ續)(委員長報告)
第一讀會

第六十九正法律案(第一讀會ノ續)(委員長報告)
第一讀會

第七十正法律案(第一讀會ノ續)(委員長報告)
第一讀會

第七十一正法律案(第一讀會ノ續)(委員長報告)
第一讀會

第七十二正法律案(第一讀會ノ續)(委員長報告)
第一讀會

第七十三正法律案(第一讀會ノ續)(委員長報告)
第一讀會

第七十四正法律案(第一讀會ノ續)(委員長報告)
第一讀會

第七十五正法律案(第一讀會ノ續)(委員長報告)
第一讀會

第七十六正法律案(第一讀會ノ續)(委員長報告)
第一讀會

第七十七正法律案(第一讀會ノ續)(委員長報告)
第一讀會

第七十八正法律案(第一讀會ノ續)(委員長報告)
第一讀會

第七十九正法律案(第一讀會ノ續)(委員長報告)
第一讀會

第八十正法律案(第一讀會ノ續)(委員長報告)
第一讀會

第八十一正法律案(第一讀會ノ續)(委員長報告)
第一讀會

第八十二正法律案(第一讀會ノ續)(委員長報告)
第一讀會

第八十三正法律案(第一讀會ノ續)(委員長報告)
第一讀會

第八十四正法律案(第一讀會ノ續)(委員長報告)
第一讀會

第八十五正法律案(第一讀會ノ續)(委員長報告)
第一讀會

恩給法中改正ニ關スル建議案

提出者

櫻内辰郎君

定塚門次郎君

瀬川光行君

海野數馬君

有珠岳洞爺湖及登別温泉ヲ中心トスル國立公園設定ニ關スル建議案

提出者

岡本幹輔君

山本厚三君

神部爲藏君

小池仁郎君

浅川浩君

坂東幸太郎君

室蘭港臨港鐵道速成ニ關スル建議案

提出者

岡本幹輔君

山本厚三君

神部爲藏君

小池仁郎君

札幌市ニ高等師範學校設置ニ關スル建議案

提出者

岡本幹輔君

山本厚三君

神部爲藏君

坂東幸太郎君

北海道ニ高等學校設置ニ關スル建議案

提出者

岡本幹輔君

山本厚三君

神部爲藏君

坂東幸太郎君

北海道ニ高等工業學校設置ニ關スル建議案

提出者

岡本幹輔君

山本厚三君

神部爲藏君

坂東幸太郎君

北海道ニ第七師團步兵一箇聯隊移轉設置ニ關スル建議案

提出者

岡本幹輔君

山本厚三君

神部爲藏君

坂東幸太郎君

「左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノ爲茲ニ掲載ス」

一昨十五日議長ニ於テ辭任ヲ許可シタル常任委員左ノ如シ

第四部選出徵罰委員

第七部選出徵罰委員

武富

齊藤

嚴君

一昨十五日常任委員補闕選舉ノ結果左ノ如シ

第四部選出

豫算委員

森正則君（松實喜代太君）

補闕

一昨十五日理事補闕選舉ノ結果左ノ如シ

肥料管理法案（政府提出）外一件委員

理事 鈴木文治君（理事河崎助太郎君）

補闕

一昨十五日議長外十九名提出委員

衆議院議員選舉法中改正法律案（床次竹

理事）

十四日理事辭任ニ付其ノ補

一昨十五日議長ニ於テ選定シタル委員左ノ如シ

大禮

記念帝室博物館復興賛會事業費ノ補助

二關スル法律案委員

十四日工藤鐵男君（戸澤民十郎君）

一昨十五日議長ニ於テ選定シタル委員左ノ如シ

大禮記念帝室博物館復興賛會事業費ノ補助

二關スル法律案委員

十四日高橋熊次郎君

一昨十五日議長ニ於テ選定シタル委員左ノ如シ

關稅定率法中改正法律案外一件委員

十四日横堀治三郎君

一昨十五日議長ニ於テ選定シタル委員左ノ如シ

關稅定率法中改正法律案外一件委員

十四日佐竹重治君

一昨十五日議長ニ於テ選定シタル委員左ノ如シ

關稅定率法中改正法律案外一件委員

十四日佐藤春太郎君

一昨十五日議長ニ於テ選定シタル委員左ノ如シ

關稅定率法中改正法律案外一件委員

十四日前田房之助君

一昨十五日議長ニ於テ選定シタル委員左ノ如シ

肥料管理法案外一件委員

辭任蔭山貞吉君 楠水久保甚作君

第六條

本法ニ於テ救護施設ト稱スルハ

養老院、孤兒院、病院其ノ他ノ本法ニ

依ル救護ノ目的トスル施設ヲ謂フ

ヲ受クベシ

私人救護施設ヲ設置セントスルトキハ

地方長官ノ認可ヲ受クベシ

第七條 前條第二項ノ規定ニ依リ設置シ

タル救護施設ハ市町村長ガ救護ノ爲行

フ委託ヲ拒ムコトヲ得ズ

第九條 本法ニ定ムモノノ外救護施設ニ

ノ設置、管理、廢止其ノ他救護施設ニ

シテタル必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十條 救護ノ種類左ノ如シ

第十一條 救護ハ救護ヲ受クル者ノ居宅

ニ於テ之ヲ行フ

第十二條 幼者居宅救護ヲ受クベキ場合

ニ於テ市町村長其ノ哺育上必要アリト

勒令ヲ以テ之ヲ定ム

第十三條 市町村長居宅救護ヲ爲スコトヲ認ムルトキハ勒令ノ定ムル所ニ依リ幼者ト併セ其ノ母ノ救護ヲ爲スコトヲ得

第十四條 市町村ニ救護事務ノ爲委員ヲ設置スルコトヲ得

シ若ハ收容ヲ委託シ又ハ私人ノ家庭若ハ適當ナル施設ニ收容ヲ委託スルコト

能ハズ又ハ之ヲ適當ナラズト認ムルト

キハ救護ヲ受クル者ヲ救護施設ニ收容

シ若ハ收容ヲ委託シ又ハ私人ノ家庭若ハ適當ナル施設ニ收容ヲ委託スルコト

能ハズ又ハ之ヲ適當ナラズト認ムルト

キト雖モ前條ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第十五條 救護施設ノ長ハ命令ノ定ムル

行ハザル場合ニ於テハ其ノ異議アルト

所ニ依リ其ノ施設ニ收容セラレタル者ニ對シ適當ナル作業ヲ課スルコトヲ得

第十六條 第十三條ノ規定ニ依リ收容セ

ラレ又ハ收容ヲ委託セラレタル未成年者ニ付親權者及後見人ノ職務ヲ行フ者ナキトキハ市町村長又ハ其ノ指定シタル者勅令ノ定ムル所ニ依リ後見人ノ職務ヲ行フ

第十七條 救護ヲ受クル者死亡シタル場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ埋葬ヲ行フ者ニ對シ埋葬費ヲ給スルコトヲ得前項ノ場合ニ於テ埋葬ヲ行フ者ナキトキハ救護ヲ爲シタル市町村長ニ於テ埋葬ヲ行フベシ

第五章 救護費
第十八條 救護ヲ受クル者同一市町村ニ一年以上引續キ居住スル者ナルトキハ救護ニ要スル費用ハ其ノ居住地ノ市町村ノ負擔トス

第十九條 救護ヲ受クル者左ノ各號ノ一年該當スル者ナルトキハ其ノ居住期間一年ニ満チザル場合ニ於テモ救護ニ要スル費用ハ其ノ居住地ノ市町村ノ負擔トス

一 夫婦ノ一方居住一年以上ナルトキ同居ノ他ノ一方

二 父母其ノ他ノ直系尊屬居住一年以上ナルトキ同居ノ子其ノ他ノ直系卑屬

三 子其ノ他ノ直系卑族居住一年以上ノ規定スル費用ガ前二條ノ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第二十一條 救護ニ要スル費用ガ前二條ノ規定ニ依リ市町村ノ負擔ニ屬セザル場合ニ於テハ其ノ費用ハ救護ヲ受クル者ノ居住地ノ道府縣、其ノ居住地ナキトキ又ハ居住地分明ナラザルトキハ其ノ規定ヲ準用ス

第二十二條 第十七條ノ規定ニ依ル埋葬者ノ居住地ノ道府縣ノ負擔トス

第二十三條 委員ニ關スル費用ハ市町村ノ負擔トス

第二十四條 第二十一條及第二十二條ノ規定ニ依リ道府縣ノ負擔スル費用ハ救護ヲ爲シタル地ノ市町村ニ於テ一時之縁替支辨スペシ

第二十五條 國庫ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ左ノ諸費ニ對シ其ノ二分ノ一以内ヲ補助ス

一 第十八條乃至第二十三條ノ規定ニ依リ市町村又ハ道府縣ノ負擔シタル費用

二 第十八條第一項ノ規定ニ依リ市町村ノ設置シタル救護施設ノ費用

三 第七條第二項ノ規定ニ依リ私人ノ設置シタル救護施設ノ設備ニ要スル費用

四 第七條第一項ノ規定ニ依リ市町村ノ設置シタル救護施設ノ費用

五 第七條第二項ノ規定ニ依リ私人ノ設置シタル救護施設ガ本法若ハ本法ニ基費ニ對シ其ノ四分ノ一ヲ補助スペシ

一 第十八條乃至第二十條、第二十二條及第二十三條ノ規定ニ依リ市町村ノ負擔シタル費用

二 第七條第一項ノ規定ニ依リ市町村ノ設置シタル救護施設ノ費用

三 第七條第二項ノ規定ニ依リ私人ノ設置シタル救護施設ノ費用

四 第七條第一項ノ規定ニ依リ市町村ノ設置シタル救護施設ノ費用

五 第七條第一項ノ規定ニ依リ市町村ノ設置シタル救護施設ノ費用

六 第七條第一項ノ規定ニ依リ市町村ノ設置シタル救護施設ノ費用

七 第七條第一項ノ規定ニ依リ市町村ノ設置シタル救護施設ノ費用

八 第七條第一項ノ規定ニ依リ市町村ノ設置シタル救護施設ノ費用

九 第七條第一項ノ規定ニ依リ市町村ノ設置シタル救護施設ノ費用

十 第七條第一項ノ規定ニ依リ市町村ノ設置シタル救護施設ノ費用

十一 第七條第一項ノ規定ニ依リ市町村ノ設置シタル救護施設ノ費用

十二 第七條第一項ノ規定ニ依リ市町村ノ設置シタル救護施設ノ費用

十三 第七條第一項ノ規定ニ依リ市町村ノ設置シタル救護施設ノ費用

十四 第七條第一項ノ規定ニ依リ市町村ノ設置シタル救護施設ノ費用

十五 第七條第一項ノ規定ニ依リ市町村ノ設置シタル救護施設ノ費用

十六 第七條第一項ノ規定ニ依リ市町村ノ設置シタル救護施設ノ費用

十七 第七條第一項ノ規定ニ依リ市町村ノ設置シタル救護施設ノ費用

十八 第七條第一項ノ規定ニ依リ市町村ノ設置シタル救護施設ノ費用

十九 第七條第一項ノ規定ニ依リ市町村ノ設置シタル救護施設ノ費用

二十 第七條第一項ノ規定ニ依リ市町村ノ設置シタル救護施設ノ費用

二十一 第七條第一項ノ規定ニ依リ市町村ノ設置シタル救護施設ノ費用

二十二 第七條第一項ノ規定ニ依リ市町村ノ設置シタル救護施設ノ費用

二十三 第七條第一項ノ規定ニ依リ市町村ノ設置シタル救護施設ノ費用

二十四 第七條第一項ノ規定ニ依リ市町村ノ設置シタル救護施設ノ費用

第六章 雜則
第二十九條 救護ヲ受クル者左ニ掲タル事由ノ一二該當スルトキハ市町村長ハ救護ヲ爲ザルコトヲ得
一 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ左ノ諸費ニ對シ其ノ二分ノ一以内ヲ拒ミタルトキ
二 故ナク救護ニ關スル検診又ハ調査ク怠惰ナルトキ

三 性行著シク不良ナルトキ又ハ著シク怠惰ナルトキ
四 第三十條 第七條第二項ノ規定ニ依リ設置シタル救護施設ガ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ地方長官ハ同項ノ認可ヲ取消スコトヲ得
五 第三十一条 道府縣、市町村其ノ他ノ公團體ハ左ニ掲タル土地建物ニ對シテハ租稅其ノ他ノ公課ヲ課スルコトヲ得ズ但シ有料ニテ之ヲ使用セシムル者ニ對シテハ此ノ限ニ在ラズ
一 主トシテ救護施設ノ用ニ供スル建物ノ設置シタル救護施設ノ費用

二 前號ニ掲タル建物ノ敷地其ノ他主トシテ救護施設ノ用ニ供スル土地

三月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

四 第三十二条 詐偽其ノ他ノ不正ノ手段ニ依リ救護ヲ受ケ又ハ受ケシメタル者ハ

三十ニ條 詐偽其ノ他ノ不正ノ手段ニ依リ救護ヲ受ケ又ハ受ケシメタル者ハ

三月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

五 第三十三条 本法中町村ニ關スル規定ハ

一 町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ町村ニ準ズベキモノニ、町村長ニ關スル規定ハ

ハ町村長ニ準ズベキ者ニ之ヲ適用ス

六 第三十四条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム左ノ法令ハ之ヲ廢止ス

明治四年太政官達第三百號

明治六年太政官布告第七十九號

明治七年太政官達第六十二號恤救規則

明治七年太政官達第六十二號恤救規則

明治七年太政官達第六十二號恤救規則

ヲ圖リ、是ガ保護向上ヲ期スル爲ニ、各種ノ社會政策ヲ實行スルコトハ、現下ノ社會状態ニ鑑ミ洵ニ必要ナルコト、存ズルノデアリマス、就中貧困ニシテ生活能力ナク、而モ扶養者ノナキ老者、幼者、病者等ニ對シ、保護ノ方法ヲ講ズルガ如キハ、最モ堅要適切ナル事柄デアルト信ズルノデアリマス、過ギナインデアリマス、而シテ其規定ノシテハ、明治四年太政官達棄兒養育米給與法及明治七年太政官達恤救規則等ガアルニ然ルニ我國ニ於ケル現行救貧制度ト致シマシテハ、茲ニ提案致シマシタルガ如キ救護ニ適セナインデアリマス、到底救護ノ目的ヲ達スルコトガ出來ナイ状況ニアルノデアリマス、仍て是ガ根本的改善ノ趣旨ニ基キ置シタル救護施設ガ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ地方長官ハ同項ノ認可ヲ取消スコトヲ得

二 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ市町村長又ハ救護施設ノ長ノ處分ニ從ハザルトキ

三 性行著シク不良ナルトキ又ハ著シク怠惰ナルトキ

四 第三十條 第七條第二項ノ規定ニ依リ設置シタル救護施設ガ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ地方長官ハ同項ノ認可ヲ取消スコトヲ得

五 第三十一条 道府縣、市町村其ノ他ノ公團體ハ左ニ掲タル土地建物ニ對シテハ租稅其ノ他ノ公課ヲ課スルコトヲ得

六 第三十二条 詐偽其ノ他ノ不正ノ手段ニ依リ救護ヲ受ケ又ハ受ケシメタル者ハ

三十ニ條 詐偽其ノ他ノ不正ノ手段ニ依リ救護ヲ受ケ又ハ受ケシメタル者ハ

三月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

七 第三十三条 本法中町村ニ關スル規定ハ

一 町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ町村ニ準ズベキモノニ、町村長ニ關スル規定ハ

ハ町村長ニ準ズベキ者ニ之ヲ適用ス

八 第三十四条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム左ノ法令ハ之ヲ廢止ス

明治四年太政官達第三百號

明治六年太政官布告第七十九號

明治七年太政官達第六十二號恤救規則

ス、又救護ノ種類ト致シマシテハ、一、生業扶助活扶助、二、醫療、三、助產、四、生業扶助ノ四種ト致シマシタガ、就中主要ナルモノハ生活扶助ト醫療トデアリマス、第四、救護ニ要スル費用ハ市町村ノ負擔ト致シマシテ、特別ノ場合ニ限り道府縣ノ負擔ト爲シ、之ニ對シ國庫ヨリハ道府縣及市町村ノ負擔シタル費用ニ對シ其一分ノ一以内ヲ、道府縣ハ市町村ノ負擔ニ對シ其四分ノ一ヲ補助シ、道府縣市町村又ハ私人ノ設置シタル救護施設ニ對シテモ、國庫及道府縣ヨリソレトド補助ヲ爲スコト、シタノニアリマス、以上ハ本案ノ大體デゴザイマスガ、尙ホ申上ダマス迄モナク、我國ニ於キマシテハ古來ノ美風タル家族制度及隣保扶助ノ情誼ガ存シテ居リマスノデ、本法案ハ實ニ是等ノ淳風美俗ヲ尊重致シマスト共ニ、更ニ進ンデ現在社會ノ實情ニ適應セル制度ヲ確立致シ、其及バザルヲ補ウテ、以テ國民生活ノ不安ト思想ノ動搖ヲ防止スルニ努メントスル趣意ニ外ナラナイノデアリマス、何卒御審議ノ上速ニ御協賛アランコトヲ切望致シマス(拍手)○議長(川原茂輔君) 質疑ヲ許シマス——松田竹千代君

(松田竹千代君登壇)○松浦五兵衛君、自作農ノ委員會ヲ開キマスクカラドウゾ御集リヲ願ヒマス○松田竹千代君只今議題ニ供サレマシタ救護法案ニ對シテ質疑ヲ試ミタイト思フノデアリマス、私共多少共救護ノ實務ニ當シテ参リマシタ者ニ取リマシテハ、此法案ノ如キモノニ對シテハ御伺致シタ伊點ハ多々アルノデアリマスケレドモ、最早会期切迫ノ折柄デアリマスルカラ、如何ナ反對黨ト雖モ多少ハ政府ノ御心持、與黨ノ御方ノ御氣分モ參酌シテ、出來得ルダケ簡単ニシテ長談義ヲ差控ヘナケレバナラスト思ヒマス、併シ私共此救濟事業ニ關係シテ來タ者ハ、本案ノ提出ニ方リマシテ悲喜交々至ルト云フヤウナ感ジヲ持ツノデゴザイマス、一面ニ於テハ、本案ヲ御提出ニナリマシタコトニ對シテハ、洵ニ喜バシイコトデアル、此法案

ニ依テコソ多數ノ非常ニ困ルテ居ル——或ハ諸君ノ一部分ノ御方ニハ到底想像モ出來ナイ程度ニマデ窮迫シテ居ル、生キナガラノ地獄ノ生活ヲ送ツテ居ル人々ガ、此法案ニ依テ直ニ幾ラカデモ救ハレルト云フコトヲ思ヒマスル時ニハ、洵ニ非常ナル喜ビヲ感ゼザルヲ得ナイノデアリマス、併ナガラ他面ニ於テハ、斯ル法案ニ依テ我國ニ於テモ遂ニ極貧者ヲ救濟シナケレバ外ニ途ガナイ、之ニ依ラナケレバドウニモ仕様ガナイト云フヤウナ社會狀態ニ陥ツタコトヲ思ヒマスル時ニ、洵ニ悲マザルヲ得ナイノデアリマス、決シテ救貧制度トカ救護法トカ云フモノハ喜バシイモノハナイノデアリマス、已ムヲ得ザル制度デアリマス、併ナガラ今日ノ情勢デハ、最早一日モ忽セニスルコトノ出來ナイ情勢ニ立到シテ居リマス、政府ノ御當局ノ御提案ノ御説明ニモアリマシタ通り、又此理由書ニモゴザイマスル通りニ、今日ニ於テハ此法案ハ非常ナル今日ノ社會不安ヲ一掃スル爲ニ、最モ必要ナル喫緊事デアルト言ハレテ居ルノデアリマス、而モ私ノソコデ御伺致シタイコトハ、左様ニ窮迫シタル、切迫シタル所ノ此法案ヲ、社会期ガ將ニ終ラントスル今日、ヤット茲ニ提案スルト云フコトハ、果シテ社會政策ヲ高唱シ、社會政策ヲ本當ニ眞鍛ニ遂行シヤウトスル者ノ態度デアリマセウカドウカ、私ハ伺ヒタインノデアリマス(拍手)政府ハソレ程喫緊事デアルト思ハレルナラバ、議會ノ冒頭ニ於テ之ヲ提案シ、通常一般豫算ノ上ニ其豫算ヲ取入レルコトノ出來ルヤウニ、何故ニ準備サレナインカ、洵ニ不審ニ堪ヘナインノデアリマスルカ、私ハ此點ニ對シテ内務大臣ハ責任ヲ以テ、如何ナル事情ガ伏在シハ、甚ダ本案ガ施行サレマシテモ、十分ニ其目的ヲ達スルコトハ出來ナイノデハナイカト虞レザルヲ得ナイノデアリマス、次ニ私ハ救護ノ客體、即チ被救護者ニ付テ御伺致シタイト思フノデアル、御當局ハ被救護者ノ算定ヲ如何ナル基礎ニ依テ爲サレテ居ルノデアリマスルカ、老衰者、幼者、婦孺其他不具、廢疾、是等ノ人々ハ現在下課程ノ豫算ヲ取入レルコトノ出來ルヤウニ、アルノデアリマスルカ、之ニ對シテ——例

はハ生活ノ扶助ニ對シテ、最高ドレ位ノ扶助ヲ爲シ得ルモノデアリマスルカ、御伺致シタイト思フノデアリマス、殊ニ又此老衰者ノ年齢ヲ六十五歳ト云フ標準ニ依テ、是以上ノ者ト云フコトニ定メラレテ居リマスルガ、是ハ年齢ガ高キニ過ギナイカト思フノデアリマス、我國ノ大學ノ停年制ノ如キモ六十ヲ以テ期限トシテ居ルデナイカ、斯ムモノアリマスルト言ハレテモ、何等ノ辯解ノ辭ハナイデアラウト私ハ恩フノデアリマス(拍手)政府御當局ハ更ニ本案ノ提案理由書ニ於キマシテ、此法案ヲシテ有效ニ働く

イト思フノデアリマス、（長）長イデヤナイン
简单ニシロ「詳細ハ委員會デヤレ」ト呼フ
者アリ成ベク簡単ニ致シマス、條文ヲ一
ヤリマスレバ、マダ三十何箇條モアリマ
スガ、併シ成ベク簡単ニ切上ゲマス（簡単
ニヤレ「ト呼フ者アリ）ガカラ私ハ逐條的ニ
ハ申シマセヌ、次ニ此法案ヲ愈、實施スル
ニ當リマシテハ、此法案ト色ニ關係ヲ持ツ
所ノ他ノ法案ノ擴充ト、其整理ヲ必要トシ
ナイカ、無論恤救規則ダケハ廢止スルト云
コトハ、法文ノ終リニアリマスケレドモ、
其外ニ現在救濟の法案トシテハ、我國デ
ハ罹災救助基金デアルトカ、或ハ水難救助
法、或ハ行路死亡人取扱法トカ……

（此時發言スル者多シ）

○議長（川原茂輔君） 静肅ニ願ヒマス
○松田竹千代君（續） 軍事救護法、廢兵院
法、又病者ニ對シテハ癪豫防ニ關スル法律、
結核豫防法、精神病者ニ對スル監護法ト云
フヤウナモノヲ持テ居ルノデアリマスが、
此内軍事救護法ヲ除イテハ、極メテ消極的
等ノ諸法律ノ擴充ヲ圖リ、整理ヲスル必要
ナモノバカリデアリマス、デアリマスカラ、
是等ノ法案ト今度ノ此法案ト均衡ヲ得ル點
ニ於テ、又重複ヲ避ケル點ニ於テ、更ニ是
改正スルノ必要ガアルト思フノデアリマス
ガ、如何デアリマスカ、固ヨリ行旅病人ニハ
貧困者デナイン者モアリマスケレドモ、大體
ニ於テハ矢張極貧者ト云フコトニナル、併
シ現在ノ行旅病人ノ取扱法ニ依ル取扱ト云
フモノハ、極メテ非人道的ナ、洵ニ虐待見
ルニ忍ビナイモノガアルノデアリマスカ
ラ、此法律ノ如キハ本案ノ施行ニ當ラハ
ドウシテモ改正サレナケレバナラヌト思フ
ノデアリマスガ、政府御當局ハ如何思召デ
アリマスカ、ソレカラ思フニ救護法ヲシテ
本當ニ其目的ヲ達セシメヤウトスルナラ
バ、即チ國家ノ非常ナル力ガ一方ニアリ、
一方ニハ國家ヲ通ジテ各行政官廳ハ固ヨリ
デアリマスガ、其第一線ニ立テ働く人、救
護委員若クハ一般篤志家、即チ被救護者ノ

手ヲ握ル人達、此人達、此兩機端ニ重キヲ置
カナケレバナラヌト思フノデアリマスガ、
此法案ニハ其一ツノ兩端ニ對シテ、寧口冷
淡デアルカノヤウニ思フ、一番大切ナ點ハ
却テ疎マレテ居ルヤウニ思フノデアリマス
ガ、國家ノ統制力、ソレ特第一線ニ立テ、
一番先ニ被救護者ノ手ヲ握ル、其尖端ニ對
シテモウ少シ注意ヲ拂ハナケレバナラヌノ
デナイカト思フノデアリマス、要スルニ本
法ハ老衰者保護法ト兒童扶助法、不具廢疾
其他精神及身體ニ障碍アル不能力者ノ保護
法ヲ包容スル所ノ、或意味ニ於テハ一ツノ
統一的法制トモ見ルコトが出來ル大キナ法
典デアリマス、併シ救貧制度ト云フモノハ、
最モ社會立法ノ中デモムヅカシイモノナデア
ル、中ニ旨ク行カナイ、英國ノ如キハ何百
年ト云フモノヲ此法制ノ爲ニ苦シメラレ、
ツイ先年ハ閣議ニ於テ一旦之ヲ廢止シテシ
マハウト云フヤウナ所マデ行シタノデアリ
マス、ケレモドウスルコトモ出來ヌ、一
旦之ヲ施行スルナラバ、益、重荷ガ掛ケテ來
ルバカリデアル、而モ其運用宜シキヲ得ナ
イナラバ、何等效果ヲ舉ゲ得ナイ、現ニ英
國が幾多ノ救護制度ニ依テ、年々何億ト云
フ巨費ヲ投シテ居ルナレドモ、矢張今日英
國ノ貧民窟ハ行ケバ、其處ニハ跣ノ子供ヤ、
或ハ櫛襪ヲ纏タ供、新聞紙カラタ食ヲ
貪り食シテ居ル所ノ人ニヨ見ルコトが出來
ルト云フヤウナ狀態デアリマシテ、此救貧
法ニ對シテアルカト思フノデアリマス、斯ノ
如キ事デハ到底十分ナル目的ヲ達スルコト
が出來ナイト思ヒマスカラ、政府ノ是等ノ
目ニアル、其點カラ申シマスルト、本案ノ
如キハマダード生温イノデアリマス、斯ノ
切シテ國家ガ力ヲ盡サナケレバ、是ハ到底駄
目ニアル、其點カラ申シマスルト、本案ノ
云フヤウナ御意見ガゴザイマシタカ、現行
法ニ於キマシテハ、老人ニ付キマシテハ七
十歳ト云フコトガ少シク適當デナイン、幼者ニ
アッテハ十三歳ト云フコトガ適當デナイン
ス、松田君ノ御質問ノ中ニ、救護ノ客體ガ
テ御答ヲ漏ラスコトガアルカモ存ジマセ
ス、其點ガゴザイマシタナラバ、重ネテ御
質問ヲ承リマシテ御答申上ダタイト考ヘマ
ス、松田君ノ御質問ノ中ニ、救護ノ客體ガ
狭キニ失スル、即チ老者ニアッテハ六十五
歳ト云フコトガ少シク適當デナイン、幼者ニ
アッテハ十三歳ト云フコトガ適當デナイン
スルニ是ハ程度ノ問題デゴザイマスガ、格
別ニ付テ數學的基礎ハゴザイマセヌケレ
バ、即チ國家ノ非常ナル力ガ一方ニアリ、
一方ニハ國家ヲ通ジテ各行政官廳ハ固ヨリ
デアリマスガ、其第一線ニ立テ働く人、救
護委員若クハ一般篤志家、即チ被救護者ノ

（此時發言スル者多シ）
○議長（川原茂輔君） 静肅ニ願ヒマス
○松田竹千代君（續） 軍事救護法、廢兵院
法、又病者ニ對シテハ癪豫防ニ關スル法律、
結核豫防法、精神病者ニ對スル監護法ト云
フヤウナモノヲ持テ居ルノデアリマスが、
此内軍事救護法ヲ除イテハ、極メテ消極的
等ノ諸法律ノ擴充ヲ圖リ、整理ヲスル必要
ナモノバカリデアリマス、デアリマスカラ、
是等ノ法案ト今度ノ此法案ト均衡ヲ得ル點
ニ於テ、又重複ヲ避ケル點ニ於テ、更ニ是
改正スルノ必要ガアルト思フノデアリマス
ガ、如何デアリマスカ、固ヨリ行旅病人ニハ
貧困者デナイン者モアリマスケレドモ、大體
ニ於テハ矢張極貧者ト云フコトニナル、併
シ現在ノ行旅病人ノ取扱法ニ依ル取扱ト云
フモノハ、極メテ非人道的ナ、洵ニ虐待見
ルニ忍ビナイモノガアルノデアリマスカ
ラ、此法律ノ如キハ本案ノ施行ニ當ラハ
ドウシテモ改正サレナケレバナラヌト思フ
ノデアリマスガ、政府御當局ハ如何思召デ
アリマスカ、ソレカラ思フニ救護法ヲシテ
本當ニ其目的ヲ達セシメヤウトスルナラ
バ、即チ國家ノ非常ナル力ガ一方ニアリ、
一方ニハ國家ヲ通ジテ各行政官廳ハ固ヨリ
デアリマスガ、其第一線ニ立テ働く人、救
護委員若クハ一般篤志家、即チ被救護者ノ

（此時發言スル者多シ）
○議長（川原茂輔君） 静肅ニ願ヒマス
○松田竹千代君（續） 軍事救護法、廢兵院
法、又病者ニ對シテハ癪豫防ニ關スル法律、
結核豫防法、精神病者ニ對スル監護法ト云
フヤウナモノヲ持テ居ルノデアリマスが、
此内軍事救護法ヲ除イテハ、極メテ消極的
等ノ諸法律ノ擴充ヲ圖リ、整理ヲスル必要
ナモノバカリデアリマス、デアリマスカラ、
是等ノ法案ト今度ノ此法案ト均衡ヲ得ル點
ニ於テ、又重複ヲ避ケル點ニ於テ、更ニ是
改正スルノ必要ガアルト思フノデアリマス
ガ、如何デアリマスカ、固ヨリ行旅病人ニハ
貧困者デナイン者モアリマスケレドモ、大體
ニ於テハ矢張極貧者ト云フコトニナル、併
シ現在ノ行旅病人ノ取扱法ニ依ル取扱ト云
フモノハ、極メテ非人道的ナ、洵ニ虐待見
ルニ忍ビナイモノガアルノデアリマスカ
ラ、此法律ノ如キハ本案ノ施行ニ當ラハ
ドウシテモ改正サレナケレバナラヌト思フ
ノデアリマスガ、政府御當局ハ如何思召デ
アリマスカ、ソレカラ思フニ救護法ヲシテ
本當ニ其目的ヲ達セシメヤウトスルナラ
バ、即チ國家ノ非常ナル力ガ一方ニアリ、
一方ニハ國家ヲ通ジテ各行政官廳ハ固ヨリ
デアリマスガ、其第一線ニ立テ働く人、救
護委員若クハ一般篤志家、即チ被救護者ノ

（此時發言スル者多シ）
○議長（川原茂輔君） 静肅ニ願ヒマス
○松田竹千代君（續） 軍事救護法、廢兵院
法、又病者ニ對シテハ癪豫防ニ關スル法律、
結核豫防法、精神病者ニ對スル監護法ト云
フヤウナモノヲ持テ居ルノデアリマスが、
此内軍事救護法ヲ除イテハ、極メテ消極的
等ノ諸法律ノ擴充ヲ圖リ、整理ヲスル必要
ナモノバカリデアリマス、デアリマスカラ、
是等ノ法案ト今度ノ此法案ト均衡ヲ得ル點
ニ於テ、又重複ヲ避ケル點ニ於テ、更ニ是
改正スルノ必要ガアルト思フノデアリマス
ガ、如何デアリマスカ、固ヨリ行旅病人ニハ
貧困者デナイン者モアリマスケレドモ、大體
ニ於テハ矢張極貧者ト云フコトニナル、併
シ現在ノ行旅病人ノ取扱法ニ依ル取扱ト云
フモノハ、極メテ非人道的ナ、洵ニ虐待見
ルニ忍ビナイモノガアルノデアリマスカ
ラ、此法律ノ如キハ本案ノ施行ニ當ラハ
ドウシテモ改正サレナケレバナラヌト思フ
ノデアリマスガ、政府御當局ハ如何思召デ
アリマスカ、ソレカラ思フニ救護法ヲシテ
本當ニ其目的ヲ達セシメヤウトスルナラ
バ、即チ國家ノ非常ナル力ガ一方ニアリ、
一方ニハ國家ヲ通ジテ各行政官廳ハ固ヨリ
デアリマスガ、其第一線ニ立テ働く人、救
護委員若クハ一般篤志家、即チ被救護者ノ

（此時發言スル者多シ）

ノ出來ナイ老年者、不具廢疾者等ニハ救助ノ方法ヲ講ズル、是ガ一ノ項目、前記二項目中勅令ニ關スル部分ノ外ハ、來ル通常議會ニ法律案ヲ提出スルコト、即チ此五十六議會ニ法律案ヲ提出スルコト、行政財政ノ整理、財政計畫ノ變更ヨリ捻出スル部分並ニ增收、約四千万圓程度ニ依テ以上ノ費用ヲ支辨スルト云フヤウナコトヲ御申合ニ、タノデアリマシテ、政府當局ト武藤サンガ社會政策ヲ實行シタイト云フ誠心誠意ヨリシテ、斯ウ云フ協定ヲセラレタコトデゴザイマシテ、洵ニ是ハ結構ナコトデアルト思フノデアリマス、ソコデ政府ハ救護法案ナルモノ、骨子ト云フモノ或ハ條文マデモ疾ウニ社會局長官ノ手許ニ於テ作製サレテ居ツタ筈ナノデアリマスカラシテ、武藤サントノ約束モアルカラ、幾ラテモ早ク本議會ニ御出シニナルコトガ出來タ筈デアルト思フノデアリマス、所ガ松田君モ申サレマシタガ、最早此議會モ終ラントスル場合ニ、斯ノ如キ重要ナル意義ト使命トヲ有スル所ノ本案ガ提出セラレマシタ云フコトニ付テハ、一面ニ於テハ吾々ハ協賛ヲ申上ダタイノデアルガ、一面ニハ慎重審議ヲスルノ時間ヲ十分ニ與ヘラレナイト云フコトヲ考ヘマシテ、松田君ト共ニ悲喜交々至ルト申サナケレバナラナイノデアリマス、一體此社會政策ヲ實行致シマスニ付テ、政府ニ於テハドレダケノ費用ヲ御考ニナシテ居ルノデアリマスカ、兩稅委譲特別委員會ニ於テ、政府當局ハ或場合ニ於テハ一千二百萬圓位掛ルデアラウ、ソレカラ又或場合ニハ八百萬圓位アレバ間ニ合フダラウト云フヤウニ仰セラレタト云フコトデゴザイマスルカラシテ、先づ八百万圓ガ必要ナモノテ、其中國庫ヨリ四百万圓ノ補助ヲスル、府縣ヨリハ二百万圓、市町村ヨリハ二百万圓ヲ支出スレバ、此八百万圓ト云フ金ガ出テ來ル譯デアリマス、然ルニ政府ニ果シテソレダケノ財源ガアリマスカドウデアルカ、モウ自然增收ノ見込ガナイトモ言ハレテ居タルアラシテ、此上サウ有效ナ整理ヲ爲

ス餘裕ハナイトモ仰シヤッテ居ルノデアリマスルシ、又或委員ニ對スル政府委員ノ答辯ノ中ニハ、追加豫算三千七百万圓程要スルノデアルケレドモ、政府ノ持テ居ル剩餘金ノ中ニハ一千五百圓位シカナイノデアルカラ、若シ木材關稅ノ六百五十萬圓ガ否決サレルヤウナ場合ニハ、追加豫算スラモ出スコトハ出來ナイト云フヤウナ、打明ヶ話ヲナサレテ居ルト云フコトヲ承知致シテ居ルノデアリマシテ、政府ニ於テハ全ク財政困難ノ場合デアルノデアリマスガ、斯ウ云フ際ニ政府ハ何レヨリ此四百万圓ト云フ金ヲ捻出セラレントスルノデアリマスカ、先づ第一之ヲ承リタイ、而シテ是ト關聯シテ、此大仕掛けノ救護法案ナルモノヲ徹底的ニ行フ場合トナリマスルナラバ、最初ハ四百萬圓位デ濟ムカモ知レナイノデアルケレドモ、是ハ年々增加致シマシテ、或ハ政府デ何千万圓ト云フヤウナ金ヲ御出シニナラナケレバナラヌヤウニナルカトモ思フノデアリマス、是ハ私ハ單ニ空想カラ申上げテ居ルノデハナインデアリマシテ、多少據ル所ガアルノデゴザイマス、私ノ調べマシタル統計ニ依リマスト、大正十四年ノ窮民救助ニハ、老廢保護ニハ團體數が五十二活動致シマシテ、收容及救助人員ハ二千百四十四人、其經費ハ百六万五千三百二十九圓、又窮民ノ救助ノ方ハ團體數が百三十五デ、收容シテ居ルノデハナインデアリマシテ、多少據ル所ガアルノデゴザイマス、私ノ調べマシタル統計ニ依リマスト、大正十四年ノ窮民救助ニハ、老廢保護ニハ團體數が五十二活動致シマシテ、收容及救助人員ハ二千百四十四人、其經費ハ百六万五千三百二十九圓、又窮民ノ救助ノ方ハ團體數が百三十五デ、收容シテ居ルノデハナインデアリマシテ、多少據ル所ガアルノデゴザイマス、私ノ調べマシタル統計ニ依リマスト、大正十四年ノ窮民救助ニハ、老廢保護ニハ團體數が五十二活動致シマシテ、收容及救助人員ハ二千百四十四人、其經費ハ百六万五千三百二十九圓、又窮民ノ救助ノ方ハ團體數が百三十五デ、收容シテ居ルノデハナインデアリマシテ、多少據ル所ガアルノデゴザイマス、私ノ調べマシタル統計ニ依リマスト、大正十四年ノ窮民救助ニハ、老廢保護ニハ團體數が五十二活動致シマシテ、收容及救助人員ハ二千百四十四人、其經費ハ百六万五千三百二十九圓、又窮民ノ救助ノ方ハ團體數が百三十五デ、收容シテ居ルノデハナインデアリマシテ、多少據ル所ガアルノデゴザイマス、私ノ調べマシタル統計ニ依リマスト、大正十四年ノ窮民救助ニハ、老廢保護ニハ團體數が五十二活動致シマシテ、收容及救助人員ハ二千百四十四人、其經費ハ百六万五千三百二十九圓、又窮民ノ救助ノ方ハ團體數が百三十五デ、收容シテ居ルノデハナインデアリマス

○内ヶ崎作三郎君(續) 併ナガラは参考ニナリマスカラ暫クノ間御幸抱ヲ願ヒマス(拍手)大不列顛ノ人口ガ四千五百万入デト云フ際ニ於テモ、是ダケノ金ハ掛ッテ居ルノデアリマス、又棄兒ヲ養育シタル費用ハ、アリマスガ、其中救助ヲ受ケテ居ル所ノ人アリマスガ、英國「ウエルス」蘇格蘭デ百五十五万三千七百五十五圓、地方費ハ一万二千八百四十八圓、ソレカラ大正十四年ノ醫療保謹ハ國體數二百二十三デアリマシテ、無料診療ノ費用ハ五百三十一万八千六百四十九百年ノ統計シカ私持テ居リマセヌカ、倫敦デ一人ノ救貧稅ノ負擔ハ、八圓三十錢ニ

マス、ソレデアルカラ、私ハ斯ウ云ア詳シテハ、俄ニ調ベタノデゴザイマシテ、私ノ調ベタ方ガ杜撰デアルカラモ知レナイノデゴザイマシテ、社會局ノ方デハ、十分斯ウスコトハ出來ナイト云フヤウナ、打明ヶ話ヲナサレテ居ル筈デハゴザイマスケレドモ、是ダケノ數字ヲ申上ダマシタミケデモ、將來此法案ト云フモノヲ行ウテ參リマスル場合ニ於テ、政府ヨリノ年々四百萬圓位ノ費用デハ濟マナイヤウニナリハシナイカト思フ、其例ニ英吉利ノ例ヲ引イテ見タイト思フノデゴザイマスガ、御承知ノ通り、英國ノ救貧法ハ一千六百一年ヨリ始テ居ルノ費用デハ濟マナイヤウニナリハシナイカト思フ、其後又改正サレタト云フ正セラレマシテ、其後又改正サレタト云フヤウナ、永イ歷史ヲ有シテ居ルノデゴザイマシテ、無論我國ト國情ヲ異ニ致シテ居リマスルシ、經濟事情ヲ異ニシテ居ルノデゴザイマスカラ、ソコデ愈、此法案ヲ行フト云フ場合ニ於キマシテハ、非常ナル決心力必要デアルト思フノデアル、ソコデ此法案何千万圓ト云フヤウニナルカモ知レナイノデアリマスカラ、ソコデ愈、此法案ヲ行フト云フモノハ、實ハ兩稅委譲法案ト離シテ段之ヲヤリ始メルト云フト、四百萬圓ガ八百万圓トナリ、或ハ一千六百萬圓トナリ、精神ヲ達成スルコトガ出來ルト云フヤウニ御考ニナシテ居ルカモ知レナイケレドモ、段當局ハ四百萬圓モ一年ニアレバ、此法案ノ精神ヲ達成スルコトガ出來ルト云フヤウニ御考ニナシテ居ルカモ知レナイケレドモ、段カラザル金ガ掛シカニテ、內務大臣ノ代理者トナラレマシテ、武藤サントノ邪推申上ゲルヤウデゴザイマシテ、私ノ性質トシテモサウニコトハ甚ダ厭ナコトトヲ御心配ニナシテ、ソコデ今日迄離シテ置レバナラナイ筈デアリマシタケレドモ、兩稅委譲法案ト之ヲ一緒に出シマスト、救護法考アルコトハ出來ナイト云フヤウデゴザイマスカラ、何モ英吉利ノヤウニ日本ガ金ヲ掛けナケレバナラヌト云フコトヲ申ス譯ハゴザイマセヌタケレドモ、併ナガラ、此救貧事業ト云フモノハ、案外大金ヲ食フザイマスルカラ、何モ英吉利ノヤウニ日本ガ金ヲ掛けナケレバナラヌト云フコトヲ申ス譯ハゴザイマセヌタケレドモ、併ナガラ、此救貧事業ト云フモノハ、案外大金ヲ食フモノデアルト云フ参考ニナルカト思ヒマスカラ、暫ク此數字ヲ御謹聽ヲ願ヒタイノデゴザイマス、愛蘭ハモウ獨立致シマシタカラ、愛蘭ハ八レマセヌデ英蘭ト「ウエルス」ト蘇格蘭トデ：

〔外國ノ例ハ必要ナシ〕ト呼ヒ其他發言スル者多シ

又、噂ニ依ルト昭和六年度ヨリ實行スルノ
デハアルマイカト云フコトガ、風ノ賴リデ
吾々ノ耳ニ入テ來ルノデアリマス、是デ武
藤サンハ御満足ニナルノデアリマスカ、武
藤サンニモ御聽キ致シタインデアリマス
ガ、サウスルト政府ニ財源ガ無イカラシ
テ、良イ法律デアルカラ成立ハサシテモ、
自分等ハ之ヲヤラナクテモ宜イ、尤モ田中
總理大臣ハ相成ベク居据テ、嘴リ付テ昭和
六年度迄モ居續ケタイ考デアルカモ知レナ
イケレドモ、政界ノ波瀾ト云フモノハ、朝
ニタメ測ラレザルモノデアリマスカラシ
テ、ドウ云フ事カナイトモ限ラナイノデア
リマス、サウスルト次ニ政府ノ責任者ニ
ナツタ者ハ、免ニ角自分等ガ出シタ法律案デ
ハナイケレドモ、實行ハシナケレバ、ナラヌ
ト云フ責任ダケヲ冠セラレルコトニナリハ
シナイカト思フノデアルカラシテ、ソコデ
政府が是ダケノ重要ナル意義ヲ有スル法律
案ヲ提出シタル以上ニハ、早速勅令ヲ以テ
其實施ノ期日ハ明示致シマシテ、武藤山治
君ト約束シタルコトハ、必ズ近キ將來ニ於
アリマス(拍手)

「馬鹿ナコトヲ言フナ」ト呼ヒ其他發

言スル者多シ

○議長(川原茂輔君) 静肅ニ願ヒマス

○内ヶ崎作三郎君(續) 私ハ此事ハ決シテ

馬鹿ナ事デハナイト思フノデアリマシテ、
諸君ノ中デ馬鹿ナ質問ダト言フ人ガアッテ
モ、國民ノ代表者中ハ決シテ馬鹿ナ事ト考
ヘテ居ラナイト信ジテ疑ハナイノデアリマ
ス(拍手)次ニ内務大臣ニ對シテ御伺致シタ
ノデアリマスガ、是ハ必シモ内務大臣ト云
フ譯デハアリマセヌ、又必シモ現内閣ノ諸
公ニ對シテノミトモ限ラナイノデアリマ
ス、斯ウ云フ重要ナル法律案ヲ議會ニ提出
ス時ニハ、先づ國民ノ輿論ヲ動カシマシ
テ、國民ノ注目ヲ惹イテ、サウシテ出サナ
ケレバ、餘リ利キ目ハナイト思フノデアリ
マス、然ルニ出スノカ出サヌノカ分ラナイ
ノデアリマシテ、國民ノ方ハモユ會期モ切

迫シテ居ルカラシテ、御出シニナラナイノ
カモ知レナイト云フヤウナ風ニ思テ居ル
時ニ、敏カラ棒ノヤウニボカット此處へ出サ
レルモノデアリマスカラシテ、ソコデ國民
ハ案外本業ニ對スル所ノ意見ヲ發表シテ居
所ノ官僚主義方法ト云フ、御役人式ト云フ
モノデガイマスルノデ、今度ハ產婦ヲ保護
ノ習慣ニ依テ御遣リニナシテ居ルノカモ知
レナインデアリマスガ、少クトモ斯ウ云フ
ヤウナ、國民生活ノ安定ニ關スル所ノ重大
ナル法案ヲ提出セラル、時ニハ、國民ノ心
ノ中ニ抉リ込ムヤウニ、徹底的ニ其趣旨ヲ
宣傳セラル、ヤウナ方法ヲ執ルニアラザレ
バ、政黨内閣ト云フコトハ出來ナイ(拍手)
又政黨出身ノ内務大臣トシテ吾々ハ尊敬ス
ルニハ、稍、惜シヤウナ氣致スノデアリ
マス(拍手)次ニ御尋致シタイコトハ、委員
制度ニ關シテミゴザイマス、只今委員制度
ノコトニ付テ、同僚松田君カラノ質問モアッ
タノデゴイマスカ、此委員制度ハ、方面委
員制度等ヲシテ兼ネセラレルト云フコト
デゴザイマシテ、是ハ其點ニ於テハ私共ノ
疑問ハナイノデゴザイマスケレドモ、嘗テ
岡山縣ニ於テ濟世委員トカ云フヤウナモノ
ヲ設クラレタコトモアッタヤウデアリマス
ガ、多分此委員制度ハ獨逸ノ「エルバーフ
ィルド」市ニ於テ試ミラレタル「エルバ
ーフィルド」式ニ基ク所ノ式ヲ御参考ニナッテ
御作リニナツタコトデアルト思フノデアリ
マスガ、大阪市ノ方面委員ハ、一通學區域
マスガ、大區ト云フヤウナ風ニ
一區ト致シマシテ、二百七十戸ニ對シテ
一人ノ委員ガ立チ居ルト云フヤウナ風ニ
ナツテ居ルノデアリマスガ、「エルバーフイ
ルド」市ハ人口十七八万ニ過ギナインヲ四
十區ニ分チマシテ、各區ニ十三四人ノ委員
ヲ設ケマシテ、全體デ六百人ノ委員ガアリ
マシテ、一委員ニ付テ三百人宛ヲ請當テ、
當局ハ防貧ノ施設ニ付テハ、何等カノ方法
アルノデアリマス、委員ノ中ニハ宗教家、
實業家、銀行家、資產家、醫師、辯護士、
官公吏ナドガアルノデゴザイマス、殊ニ「エ
ルバーフィルド」市ニ於テハ、千九百二年

カニ始メラレタノデアリマスガ、一區ニ付
テ三人ヲ超エザル婦人ノ保護委員ヲ任命シ
テアルノデアリマスカ、本救護法案ニハ
設ノ種類及方法ノ第三項目ニ助產ト云フコ
トガゴザイマスルノデ、今度ハ產婦ヲ保護
スルト云フヤウナコトヲ御遺リニナル譯デ
アリマスカラシテ、ドウシテモ婦人ノ委員
ヲモ、併セテ任命スルヤウニナラナケレ
バ、此委員制度ガ其功績ヲ舉ゲルト云フコ
トハ不可能デアルカト思フノデアリマス
ガ、内務當局ニ於カレマシテハ、果シテ此
婦人委員ヲ助產ノ方ニ保護ヲ及ボス爲ニ任
命セラレタイト云フ御意見デアリマスカ、
先般ハ婦人公民權ハマダ早イト仰セラレタ
ノデアリマスカラシテ、或ハ又婦人委員ヲ
任命スルノモ早イト云フヤウナ御考ヲ御持
チニナツテ居リハシマイカト氣遣ハレルカ
ラシテ、改メテ御尋ヲ致スノデゴザイマス、
ノデアリマスカラシテ、或ハ又婦人委員ヲ
次ニハ之ニ關聯致シマシテ、防貧ノ方法ニ
關スルコトヲ御尋致シタイト思フノデアリ
マス、救護法案理由書ノ中ニハ「一面防貧
的施設ノ普及ヲ圖ルベキハ言フ俟タザル所
デゴザイマス、何故ニ此防貧的施設ト云
フモノガ本案ト伴ハナケレバナラナナイカ
ト申上げマスルナラバ、防貧ノ設備ガ十
分ニ整ハナケレバ、此救貧ノ社事ガ益、多
クナルバカリデゴザイマスルカラシテ、救
貧事業ニ對シテ、此救護法ノ目的ヲ達成ス
ル爲ニ必要トスル所ノ金額ヲ追々ト減スヤ
ウニスル爲ニハ、是ト並行シテ防貧的施設
ノ御考ヘルノデアリマス(拍手)而シテ政府
私ハ考ヘルノデアリマス(拍手)而シテ政府
ス」ト云フ人々、貧窮ノ原因ニ付テハ二十三
ノ原因ガアルト云フ、犯罪、惡舞、飲酒、怠
慢、窮民相互ノ交際、遺傳、精神薄弱、短慮、
無能力、早婚、係累過多、奢侈、浮薄、獨

身、遺棄、疾病、兩親ノ死亡、不運、老衰、
不時ノ災厄、職業ノ失敗、職業ノ缺乏等、此
二十三ガ貧窮ノ原因ヲ爲シテ居ルト云フノ
デアリマシテ先づ中ラズト雖モ遠カラザル
モノガアルト考ヘマス、サウスルトスノ如
キ原因ヲ除キ去ル爲ニ、國民トシテモ無論
デゴザイマスルケレドモ、政府當局トシテ
モ餘程御考慮ニナルト云フコトガ、本案ノ
目的ヲ達成スル時ニ於テ必要ナルコトデア
ルト思フノデアリマス、又千九百五年ニ英
國ニ於テ……(議事ノ妨害デヤナイカ)ト
呼ヒ其他發言スル者多シ)決シテ議事ノ妨
害デハアリマセヌ、本案ニ對スル敬意ヲ表
スル爲デアリマス、諸君ハ誤解サレテハ困
ル、此様ナ重大ナル法案ニ對シテ大切ナル
質問ヲモ出サナイデ、サウシテ委員會ニ迴
スト云フコトハ、衆議院ノ名譽ニ關係スル
コトデアルト思フカラシテ、暫クノ間御謹
聽アランコトヲ希望スル(拍手)一千九百五
年ニ救貧法ノ改正ノ爲ニ、英國ニ欽定調査
會ナルモノガ設ケラレマシテ、十八名ノ相
當十大家ヲ網羅シタノデゴザイマシテ、ソ
レ等ノ人ニガ三年ノ間調査研究ヲ致シマシ
テ、多數派ト少數派ト各報告ヲ出シタノ
デアリマスガ、多數派ノ出シマシタル所ノ
報告ノ中ニ貧窮豫防方法トシテ勞働紹介、
少青年ニ對スル實業上ノ訓練及實習、勞
力調節、失業保險機關ヲ設ケルト云フヤウ
ナコトガ書イテアルノデアリマス、私ハ是
ハ實ハ文部當局ニ御尋ヲシタイト思フノデ
アリマスカ、少青年ニ對スル實業上ノ訓練
及實習ト云フコトハ、モウ一層盛ニスルト
云フコトガ必要デアルト思フノデアリマ
ス、今日ハ實業補習學校ノ制度モゴザイマ
シテ、實業教育及訓練ニハ相當力ヲ注イデ
居ルノデアリマスケレドモ、マダ一足ラ
ナイノデアリマスカラシテ、モウ少シク青
少年ニ實業上ノ訓練及實習ヲ與ヘル爲ニ、
小學教育、補習教育ト申シマセヌ、義務教育
ノ中ヨリシテ、サウ云フヤウナ方面ノ準備
ヲ致スト云フコトハ必要ダト思フノデアリ
マス……

(此時發言スル者多シ)

○議長（川原茂輔君） 静肅ニ願ヒマス
○内ヶ崎作三郎君（續） マダ此法案ニ付テ
御尋ヲシタイ事ガゴザイマスルガ、第二十九條ノ三號ノ「性行著シク不良ナルトキ又
ハ著シク怠惰ナルトキ」其時ニハ「市町村長
ハ救護ヲ爲サザルコトヲ得」ト放任主義ヲ
此處ニ明記シテアルノデゴザイマスルガ、
今日設備ガアリマセヌカラシテ、サウ云フ
斯ル消極的ノ態度ヲ執ラズシテ、積極的ノ
不良性ヲ有スル貧窮者ニ對シテハ、放任主
義ヲ執ルト云フコトモ已ムヲ得ナイカモ知
レナイノデアリマスケレドモ、相成ベクハ
斯ル消極的ノ態度ヲ執ラズシテ、積極的ノ
態度ヲ執ラレルヤウナ方法ハナイカト思ア
ノデアリマス、又外國ノ例ヲ引クト云フト、
何ノカンノ批評ガアリマスケレドモ、併ナ
ガラ是ハ大切ナル實例デゴザイマスカラシ
テ、モウ一度引クコトヲ御許シアランコト
ヲ希望致シマスガ、獨逸ノ「エルベーフィ
ルド」市ニ於テハ、飲酒、餘リ酒ヲ飲ミ過
ギル、浪費、餘り使拂ヒヲシタ、サウ云フ事
が原因ニナツテ貧窮ニ陥ッテ、救助ヲ申請ス
ル者ニ對シテハ、「應戒令ヲスルケレドモ、
改心ヲシナインラバ、救助ヲ拒絕スル、ノミ
ナラズ市ノ救貧官吏ノ手許ニ於テ六週間以
内強制勞役場へ送付スル、一種ノ刑務所ノ
ヤウナ所デアリマセウガ、サウ云フ所ニヤッ
テ、サウシテ其者ノ心持ヲ直スト云フヤウ
ナ、積極的ノ方法ガアルノデアリマスルガ、
我國ニ於テハ今逮ニ斯ノ如キ積極的方法ヲ
行フト云フコトハ難カシイカモ知レナイコ
トデアリマスルガ、何レ追ツケ矢張斯ウ云
フヤウナ積極的制度ヲ執ラレマシテ、苟モ
日本國民デアリマスルナラバ、其者ガ不良
デアリマシテモ、改過遷善シテ立派ナ人間
ニナルヤウニ、國家ガ一ツ面倒ヲ見テヤル
ト云フヤウナ、サウ云フ寛容ノ精神ヲ併セ
テ示サル、ト云フコトガ必要デアルマイカ
ト思フノデアリマス、又本法ノ理想ヲ達成
スル爲ニハ、尠カラザル金額ヲ將來要スル
コト、思フノデアリマシテ、今日ノ吾々ハ
其様十金ノ捻出スル所モ無サ、ウデアリマ
スルカラシテ、若シ何處カラ金ヲ引出スカ、
徹底的ニ此救護法ナルモノヲ實行スル爲ニ

ハ、莫大ナル所ノ費用ヲ捻出スルカト云フ
コトニナレバ、或ハ軍備ノ一部ヲ制限デモ
シテ、其費用ヲ向ケルヨリ外ハナイカトモ
思フノデアリマシテ、斯ル重要ナル法案ヲ
提出シタル政府當局者ハ、萬々一ノ場合ニ
ハ、軍備マデモ或程度マデモ縮小シテ、此
法案ノ精神ヲ貫徹スルト云フ誠意誠心アル
ヤ否ヤヲ御尋シタイノデアリマス、斯ノ如
ク本案ハ非常ニ重要ナル多クノ問題ヲ含ン
デ居リマスルガ故ニ、出來得ルダケ是ハ衆
議院ニ於テ、委員會ニ於キマシテモ、十分
ニ審議ヲスルト云フコトガ必要デアリマス
ケレドモ、遺憾ナガラ日數ガ至ッテ少ナイ
ノデゴザイマス、近頃新聞ヲ見マスト云フ
ト、政府ハ貴族院ニ於ケル兩稅委讓案ハ握
潰サレテモ仕方ガナイケレドモ、何トカシ
テ選舉區制改正法案ダケハ是非トモ通シタ
ノデゴザイマス、近頃新聞ヲ見マスト云フ
ト、政府ハ貴族院ニ於ケル兩稅委讓案ハ握
潰サレテモ仕方ガナイケレドモ、何トカシ
テ選舉區制改正法案ダケハ是非トモ通シタ
ノデゴザイマス、總理大臣ガ茲ニ御出席
ニナツテ居リマセヌカラシテ、總理大臣ニ御
尋スルト云フコトノ出來ナイコトヲ私ハ遺
憾トスルノデアリマスカ、若シ選舉區制ヲ
改正スル爲ニ、改正案ヲ無理ニモ兩院ヲ通
過セシメタイ爲ニ、三日ナリ若クハ五日ナ
リ會期ヲ延長スルト云フヤウナ心持ガ、政
府當局者ニ假ニアリト致シマスルナラバ、
併セテ此救護法案ノ事ヲモ御考ヲ願ヒタイ
タル所ノ法律ト云フモノハ、僅ニ十七件シ
カナイト私ハ記憶致シテ居ルノデゴザイマ
シテ、マダトド六七十件ト云フモノガ兩院
ヲ通過シテ居ラナイニ、斯ウ云フ重大ナ
ル所ノ法案ガ吾々ノ前ニ出サレマシテ、十
分ニ慎重審議ヲスルコトノ出來ナイコトハ
甚ダ遺憾デアル（拍手）何故カナラバ、此法
案ト云フモノハ（此時發言スル者アリ）諸君
カ幾ラ騒ガレタ所ガ、私ハ決シテ惡イコト
ヲ言ツテ居ルノデハナイ、正シイコトヲ言
テ居ルノデアルカラシテ、アナタ方ガ騒グ
ナラバ吾輩何時間デモ此處ニ立ラテ居ルデ
アリマセウ、サウ云フ意地惡イコトハシナ
イノデアルカラシテ、マアモウ暫ク御辛抱
ヲ願ヒタイ、何故ニ此救護法案ヲ吾々ガ議
會ニ於テ十分ニ慎重審議シナケレバナラナイ
アリマシテ、ソレニハイコト申セバ、此法案ガ動機トナリマシテ、
新黨俱樂部ノ諸君ガアルノミデアル、然ル
ニ之ニ反シテ救護法案ニ對シテハ、恐クハ
數ハ選舉區ノ改正ニハ反對デアルト思フノ
デアル、之ニ賛成スルノハ政友會ノ諸君ト、
ニナルヤウニ、國家ガ一ツ面倒ヲ見テヤル
ト云フヤウナ、サウ云フ寛容ノ精神ヲ併セ
テ示サル、ト云フコトガ必要デアルマイカ
ト思フノデアリマス、又本法ノ理想ヲ達成
スル爲ニハ、専カラザル金額ヲ將來要スル
コト、思フノデアリマシテ、今日ノ吾々ハ
其様十金ノ捻出スル所モ無サ、ウデアリマ
スルカラシテ、若シ何處カラ金ヲ引出スカ、
徹底的ニ此救護法ナルモノヲ實行スル爲ニ

ケレドモ、此救護法案ヲ練リニ練シテ、國民
ヲシテ十分ニ了解セシムルコトノ出來ル程
度ニ於テ、衆議院及貴族院ニ於テ慎重審議
思フノデアリマシテ、斯ル重要ナル法案ヲ
提出シタル政府當局者ハ、萬々一ノ場合ニ
ハ、軍備マデモ或程度マデモ縮小シテ、此
法案ノ精神ヲ貫徹スルト云フ誠意誠心アル
ヤ否ヤヲ御尋シタイノデアリマス、斯ノ如
ク本案ハ非常ニ重要ナル多クノ問題ヲ含ン
デ居リマスルガ故ニ、出來得ルダケ是ハ衆
議院ニ於テ、委員會ニ於キマシテモ、十分
ニ審議ヲスルト云フコトガ必要デアリマス
ケレドモ、遺憾ナガラ日數ガ至ッテ少ナイ
ノデゴザイマス、近頃新聞ヲ見マスト云フ
ト、政府ハ貴族院ニ於ケル兩稅委讓案ハ握
潰サレテモ仕方ガナイケレドモ、何トカシ
テ選舉區制改正法案ダケハ是非トモ通シタ
ノデゴザイマス、總理大臣ガ茲ニ御出席
ニナツテ居リマセヌカラシテ、總理大臣ニ御
尋スルト云フコトノ出來ナイコトヲ私ハ遺
憾トスルノデアリマスカ、若シ選舉區制ヲ
改正スル爲ニ、改正案ヲ無理ニモ兩院ヲ通
過セシメタイ爲ニ、三日ナリ若クハ五日ナ
リ會期ヲ延長スルト云フヤウナ心持ガ、政
府當局者ニ假ニアリト致シマスルナラバ、
併セテ此救護法案ノ事ヲモ御考ヲ願ヒタイ
タル所ノ法律ト云フモノハ、僅ニ十七件シ
カナイト私ハ記憶致シテ居ルノデゴザイマ
シテ、マダトド六七十件ト云フモノガ兩院
ヲ通過シテ居ラナイニ、斯ウ云フ重大ナ
ル所ノ法案ガ吾々ノ前ニ出サレマシテ、十
分ニ慎重審議ヲスルコトノ出來ナイコトハ
甚ダ遺憾デアル（拍手）何故カナラバ、此法
案ト云フモノハ（此時發言スル者アリ）諸君
カ幾ラ騒ガレタ所ガ、私ハ決シテ惡イコト
ヲ言ツテ居ルノデハナイ、正シイコトヲ言
テ居ルノデアルカラシテ、アナタ方ガ騒グ
ナラバ吾輩何時間デモ此處ニ立ラテ居ルデ
アリマセウ、サウ云フ意地惡イコトハシナ
イノデアルカラシテ、マアモウ暫ク御辛抱
ヲ願ヒタイ、何故ニ此救護法案ヲ吾々ガ議
會ニ於テ十分ニ慎重審議シナケレバナラナイ
アリマシテ、ソレニハイコト申セバ、此法案ガ動機トナリマシテ、
新黨俱樂部ノ諸君ガアルノミデアル、然ル
ニ之ニ反シテ救護法案ニ對シテハ、恐クハ
數ハ選舉區ノ改正ニハ反對デアルト思フノ
デアル、之ニ賛成スルノハ政友會ノ諸君ト、
ニナルヤウニ、國家ガ一ツ面倒ヲ見テヤル
ト云フヤウナ、サウ云フ寛容ノ精神ヲ併セ
テ示サル、ト云フコトガ必要デアルマイカ
ト思フノデアリマス、又本法ノ理想ヲ達成
スル爲ニハ、専カラザル金額ヲ將來要スル
コト、思フノデアリマシテ、今日ノ吾々ハ
其様十金ノ捻出スル所モ無サ、ウデアリマ
スルカラシテ、若シ何處カラ金ヲ引出スカ、
徹底的ニ此救護法ナルモノヲ實行スル爲ニ

（政府委員大口喜六君登壇）
○政府委員大口喜六君 只今内ヶ崎君ノ
御質問ニ對シマシテ、大藏當局關係ノ事ヨ
リ御答ヲ致シタイト存ジマス、私ノ御答致
シマス以外ノ事ニ付キマシテハ、追テ内務
當局ヨリ申述べル筈デアリマスカラ、右様
リ御答ヲ致シタイト存ジマス、私ノ御答致
シマス以外ノ事ニ付キマシテハ、追テ内務
當局ニ對シテハ、將來大ナル金ガ要ルモノ
デアルト云フコトヲ、先づ述べラレタノデ
アリマスガ、此點ハ大藏當局ノ見マス所ト
ハ、稍ニ趣ヲ異ニシテ居ルノデアリマス、成
程英國ノ事情ハ只今申述べラレタ如クデア
リマスガ、私共ハ我が日本帝國
テ貴族院ヘ參リマシテ、貴族院ニ於テモ
會政策ヲ實行シナケレバナラナイヤウニナ
ルダラウト思フカラデアリマス、ソレニハ
イカト申セバ、此法案ガ動機トナリマシテ、
將來我國ニ於テ多クノ社會政策、新シイ社
會政策ヲ實行シナケレバナラナイヤウニナ
ルダラウト思フカラデアリマス、ソレニハ
イカト申セバ、此法案ガ動機トナリマシテ、
アリマスガ、此點ハ大藏當局ノ見マス所ト
ハ、稍ニ趣ヲ異ニシテ居ルノデアリマス、成
程英國ノ事情ハ只今申述べラレタ如クデア
リマスガ、私共ハ我が日本帝國
ニ於ケル此救護ノコトハ、英國ノヤウニ致
シタクナイト云フ考ヲ最初カラ持テ居ル
ノデアリマス（拍手）ドウモ此救護ト云フコ
トハ、非常ニ善イコトデアリテ、善政ノ一ツデ
アルニ相違ナイノデアリマスガ、事柄ガ善
イダケソレダケ遣リヤウニ依リマシテハ、
又弊害モ極メテ大ナルモノデアルト私共考
ヘテ居ルノデアリマス、ソレ故ニ此法ヲ行
フニ當リマシテハ、我ガ日本國ニ於キマシ

テハ、出來得ル限リ我ガ國情ニ適シタルモ

ノヲ茲ニ立テマシテ、此弊害ヲ大ナラシメ

ナイコトヲ最初カラ考へネバナラスト思フ

ノデアリマス、凡ソ人ヲ救フト云フコトハ

非常ニ善イコトデアルガ、先刻モ何誰カ御

話ガアリマシタガ如ク、國家カ救フテ吳レ

ル、助ケテ吳レルト云フコトニノミ依頼致

シテ、萬々一二モ遊情ノ民ガ殖エルト云フ

コトニナツテハ、是ハ國家ノ爲ニ非常ニ宜シ

クナイコトデアル、ソコデ其邊ヲ能ク調和

致シマシテ、我國情ニ合フコトヲ考へナケ

レバナラナイト私共思、テ居ルノデアリマ

ス、御承知ノ如ク我國ニ於キマシテハ、此

救恤ノコトハ古來カラ有ルノデアリマス、

内ヶ崎君ハ能ク御承知ノ通り、既ニ我國ニ

ハ大寶令ヲ布キマシタ時カラ、隣保相助ク

ルノ制度ガアリマス、徳川時代ニ於キマシ

テハ、御承知ノ通り五人組ノ制度が最モ能

ク發達致シテ居タルノデアリマス、殊ニ寛政

三年ニ白河樂翁公カ江戸ノ自治體ヲ完成サ

レマシタ時代ニ於キマシテハ、最モ此隣保

相助クル制度ニ力ヲ用ヒラレテ居ルノデア

リマス、ソレガ明治以後ニナリマシテ自治

制ガ布カレマシテ、明治七年ニハ如何ニナックテ居ルカト云ヘバ、御承知ノ通り恤救規則ト云フモノガ布カレテ、其恤救規則ハ今尙ホ生キテ働イテ居ルノデアリマス、即チ我國ニ於テハ、自治體ヲ發達セシメテ出来ル限り隣保相助ケテ、此仕事ヲ爲サナケレバナラヌト云コトガ中心ニナッテ居リマスカラ、六大城市ノ如キ所ニ於キマシテハ、只今此事ガ十分ニ参りマセヌ結果トシテ、洵ニ遺憾ノ點ダ多イノデアリマスガ、全國ヲ達觀致シマシテ、市町村ノ間ニ於テハ相當ニ此恤救規則ガ働イテ居ルノデアリマス、只今モ市町村ニ依テ支出サレテ居ル所ノ金額ハ約二百万圓、是ダケハ兎ニ角不完全ナガラ隣保相助ケテ救恤ノ制度ガ實行サレテ居ルノデアリマス、ソレ故ニ將來行フ上ニ於キマシテモ、地方自治體ト云フモノニ矢張重キヲ置キマシテ、日本古來ノ歴史ノ上ニ美シキ風が殘テ居ル我國ノ美風ヲ處マデモ存續致シテ、地方自治體ガ先ヅ

隣保相助ケル、ソレニ向テ國家モカヲ盡ス、即チ國家ト自治體ガ相俟テ此救恤ノ

制度ヲ全カラシメテ、英國ノ如キ弊害ヲ造

ラセタクナイト云フガ吾々ノ考デアリマ

ス、ソレ故ニ私共ハ只今御引キニナッタ例ノ

如ク、大ナル金ガ要ルヤウナコトニハナラ

セタクナインオノデアリマス、ソレデ吾々トシテハ只今相當ニ考ヲ以テ進シ居ルノデアリマスガ、成程只今御申述ニナリマシテ如ク、吾々只今立て、居リマスル所ノ財政計

画ニ於キマシテハ、昭和四年度ニ之ニ充ツベキ財源ハ財政計畫ニ無イコトハ私申サム

ルヲ得メノデアリマス、併ナガラ我國ノ財

政計畫ノ立テ方ハ能ク諸君モ御承知ノ通り

デアリマス、吾々モ屢申述ベタ通りアリ

マス、此概計表ニ依テ定メテアリマス所ノ

モノハ、是カラ新ニ這入テ來ル所ノ金額

ハ認メテアリマセヌ、同時ニ是カラ新シク

仕組ム所ノ事業モ此計畫ノ中ニハ無イ、ソ

レデアルカラ今ノ財政計畫カラ行ケバ何モ

残ルモノガ無イト言ヘバ、來年度カラ何モ

出來ナイヤウニ見エルノデアルガ、ソレハ

決シテサウデハナイ、來年度ニ於テ更ニ計

畫ヲ致ス時ニハ如何ニスルカト言ヘバ、無

イト申シマシテモ相當ノ剩餘金ハ出テ參リ

マス、又我國ハ自然增收ハ少イト申シマスガ、將來吾々ノ政策ガ次第ニ行ハレ、又世ノ中ノ總テノ有様ガ良クナツテ參レバ、矢張立ヲ求メマス、原君ノ動議ニ贊成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

マセヌ、ソレカラ特ニ私ヨリト銘ヲ打ッテノ御尋ガアリマシタガ、斯様ナ社會事業、方

面委員ト云フヤウナモノニ對シテ婦人ヲ用ヒルト云フコトハ、最モ良イコトデアラウト

ト思フノデアリマス、唯其入ヲ得ルヤ否ヤ

ト云フコトガ問題デアリマスガ、或ル場合

ニハ夫婦デ斯様ナ仕事ニ從事セラレルト云

フヤウナコトハ、最モ望ム所デアルノデア

リマス、故ニ決シテ之ニ付テハ尙早ト云フコトハ申シマセヌ、其他ハ一ツ委員會ニ御

讓リヲ願ヒタイト思ヒマス

○原物兵衛君　本案ニ對スル質疑ハ之ヲ以テ終局セラレンコトヲ望ミマス

○議長(川原茂輔君)　原君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」「異議アリ」「ト呼フ者アリ」)

○議長(川原茂輔君)　御異議アリマスカ

(「異議アリ」「異議アリ」「ト呼フ者アリ」)

○議長(川原茂輔君)　御異議ガアレバ、起立ヲ求メマス

(「贊成者　起立」)

○議長(川原茂輔君)　多數デアリマス、是イソレノミナラズ自然增收モ少ク、剩餘金モ少イストレバ、將來ノ計畫ハドウシテモ既

定経費ノ節約第一層十分ニ致サネバナラヌト吾々ハ決心ヲ致シテ居ルノデアリマス、

斯ノ如キ財源ニ依リマシテ、將來ノ計畫ヲ立テマスル以上ハ、此救護法ニ對シマシテ相當ニ財源ヲ考慮シ得ルモノナリト確信ヲ致シテ置キマス

第三　競馬法中改正法律案(政府提出、貴族院回付)
貴族院回付　競馬法中改正法律案(政府提出、貴族院回付)

第四　國寶保存法案(政府提出、貴族院回付)

第五　國寶保存法案(政府提出、貴族院修正)

(小字及一ハ貴族院修正)

第八條第一項中「百分ノ一」ヲ「百分ノ三」ニ改ム

附則第二項中「十一」ヲ「十六」ニ改ム

附則第一項中「百分ノ一」ヲ「百分ノ三」ニ改ム

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

○議長(川原茂輔君)　貴族院ニ於ケル修正ノ箇條ハ印刷シテ御手許ニ配付シテアリマスカラ御存知ノコト、思ヒマス

○原物兵衛君　本案ニ對スル質疑ハ之ヲ以テ終局セラレンコトヲ望ミマス

○議長(川原茂輔君)　原君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」「異議アリ」「ト呼フ者アリ」)

○議長(川原茂輔君)　御異議アリマスカ

(「異議アリ」「異議アリ」「ト呼フ者アリ」)

○議長(川原茂輔君)　御異議ガアレバ、起立ヲ求メマス

(「贊成者　起立」)

○議長(川原茂輔君)　多數デアリマス、是ハ此爲ニ兩院協議會ヲ開ク程ノコト

モアリマスマイ、且ツ此修正ハ其一部ハ吾

ノ主張ニ近付キ來タノデアリマスカラ、

贊成致シマス

○議長(川原茂輔君)　採決致シマス、貴族院ノ修正ニ同意ノ諸君ハ起立

○議長(川原茂輔君)　多數デアリマスカ

(「贊成者　起立」)

○議長(川原茂輔君)　多數デアリマスカ

(「異議ナシ」「異議アリ」「ト呼フ者アリ」)

○議長(川原茂輔君)　御異議アリマスカ

(「異議アリ」「異議アリ」「ト呼フ者アリ」)

○議長(川原茂輔君)　御異議ガアレバ、起立ヲ求メマス

(「贊成者　起立」)

國寶保存法案(政府提出、貴族院回付)

ニ關スル信託事業、第五、手形ノ割引、第六、爲替及荷爲替、第七、法律ノ規定ニ依リ、規定シタル財團ヲ抵當トスル貸付、第八、十五年以内ニ於ケル年賦償還又ハ五年以内ニ於ケル定期償還ノ方法ニ依リ船舶又ハ製造中ノ船舶ヲ抵當トスル貸付、第九、造船材料又ハ船舶屬具ヲ擔保トスル貸付、第十、國債證券、地方債證券、株券若ハ株券ノ應募、其拂込金ノ受入又ハ其ノ元利金若ハ配當金ノ支拂ノ取扱、即チ興業銀行ハ只今讀上ダマシタ十項目ノ、銀行トシテハ極メテ廣汎ニ亘ル有ユル仕事ヲ取扱、テ居ルト云フコトハ明瞭デアリマス、此興業銀行法第五條ノ營業ノ種類ヲ一瞥致シマシテ、興業銀行ト云フ銀行ハ、一體如何ナル目的ヲ以テ、政府ノ特殊銀行トシテ御設立ニナッタノデアルカト云フコトハ、甚ダ不明瞭、デアルノデアリマス、少シク其歴史ニ溯テ考察ヲ致シマスルト云フト、先づ最初我國財政經濟ノ制度ヲ樹立サレタ松方公ガ、貽サレタ所ノ明治財政史ニ其由來が明記シテアルノデアリマス、即チ興業銀行ハアノ佛蘭西ノ「フレデイーモビリエ」即チ動産證券ノ擔保ヲ主トシテ扱ハシムル、之ヲ擔保トスル貸付ヲ爲サシメルト云フコトガ、興業銀行設立ノ最初ノ目的ニアツノデアリマス、不動産ハ勸業銀行及農工銀行ヲシテ之ヲ取扱ハシメ、動産ハ興業銀行ニ取扱ハシメルト云フコトガ、日本興業銀行設立ノ目的ニアツタト思ハレルノデアリマス、然ルニ興業銀行ハ只今銀行條例ヲ朗讀致シマシタ如ク、普通ノ銀行業務不動産擔保ノ仕事、其他證券有エル方面ニ跨ゲテ、何カ主體デアルカト云フコトヲ、疑ハレル程廣汎ナル營業權ヲ握シテ居ルノデアリマス、我國ノ特殊銀行トシテハ斯ノ如キ偉大ナル特權ヲ持テル銀行ニ興業銀行ノ從來ノ營業狀態ヲ見マスルト云フト、先づ最初ニ於キマシテハ設立ノ當初ニ於テハ、證券金融ヲ主トシテ營業ノ主體トシテ居タト思フノデアリマスルガ、其

後其營業が銀行當初ノ目的ニ副フ能ハザル
状態ニナシテ參リマシタ時ニ、外資輸入ヲ企
テタノデアリマス、日露大戰後我國ノ世界
的信用ガ躍進致シマシテ、而シテ外資輸入
事業モ相當ニ必要ヲ感ジ、又繁昌シマシ
タ時分ニハ、興業銀行ハ主トシテ外資輸入ノ
事業ニ當ラレタノハ、興業銀行ノ歴史ノ特
筆大書スペキ一ソノ「レコード」デアリマ
ス、其後其事業ガ急ク進ヌヤウニナ
リマシタ時ニハ、更ニ工場財團擔保ト云フ、
即チ工業ノ發展ニ伴ウテサウ云フ方面ノ事
業ガ大ニ朝野ノ要求スル所トナッタ時分ニ
ハ、主トシテ工場財團擔保ニ關スル營業ヲ
營ンデ參ツタノデアリマス、處ガ民間ノ諸種
ノ金融財團或ハ保險會社デアルトカ、信託
會社デアルトカ云フヤウナ財團ガ此方面ニ
進出致シテ參ツタ時分ニハ、興業銀行ハ其事
業ヲ又斯ウ云フ方面ニ奪ハレテ、其後勝田
大藏大臣ノ時代デシタ記憶スルノデア
リマスガ、盛ニ支那ニ活躍シタモノデス、
外國放資ヲ興業銀行ノ主タル營業種目トシ
テ居ルノデハナイカト疑ハシメルヤウナ活
動ヲ致シタコトハ、三井大藏大臣ノ御承知
ノ通リデアル、所が此支那ニ對スル外資放
資ノ興業銀行ノ取扱、其仕事ノ結果ハ、
果シテ如何ニ成行イタノデアルカ、外資輸
入ノ失敗ヲシ、又工業財團ノ取扱ニ失敗ヲ
シ、殊ニ最後ノ所謂外國放資運動ニ對シテ
ハ、寔ニ取返ノ付カヌヤウナ大失敗ヲ來シ
タノデハナイカト、私共ハ疑フ持ツノデア
リマス、斯ノ如ク我國ノ特殊銀行中他ニ類
例ヲ見ザル所ノ特權ヲ持ツテ居ル興業銀行
ニ、更ニ不動產擔保ノ金融ノ取扱ヲ爲サシ
ムルト云フコトハ、果シテ適當ナル政府ノ
監督權ノ行使上支障ナキヤ、甚ダ疑ハザル
ヲ得ナインデアリマス、元來此不動產擔保
此興業銀行法ノ許シタル範圍内ニ於テ、不
動產擔保ノ金融ヲ多年取扱、テ居ツタノデア
リマス、所ガ銀行自身ガ其經驗ニ乏シク適

ニ歸シタ結果、興業銀行ト不動産擔保ノ金融ハ一時中止シテ居タ云フコトハ、顯著ナル事實デアリマス、然ルニ今此法律ノ改正ニ依テ、更ニヨリ大ナル所ノ資本ヲ銀行ニ持タシメテ嘗テ其仕事ノ失敗ニ懲りシテ、自分ノ方ノ自分ノ御得意ノ取引先カラサウ云フ種類ノ申込ノアツモノハ、殆ど自體ノ發意ニ依テ其資金ノ必要ヲ感ジタデアリマスカ、或ハ又政府ガ現在大震大臣ノ只今ノ御説明ニナリシ如ク、大正十二年ノ震火災、續イテ昨年ノアノ金融界ノ大動亂後ニ於テ、中小以下ノ商工業者ノ信用ハ根柢カラ破壊セラレ、非常ナ苦境ニ陥リテ、不動産ヲ擔保ニシテモ、如何ナル物ヲ擔保ト致シマシテモ、其資金ヲ得ラレナイデ、其必要が緊切已ムヲ得ザルモノアリト云フ理由カラ致シマシテ、政府ガ興業銀行ヲシテ其取扱ヲセシムルト云フ、即チ政府ノ發議ニ依テ此銀行法ヲ改正ノ必要ヲ認ムルコトニナツタノデアリマスカ、此點ヲ明ニシテ置キタイト思ノデアリマス、只今御話致シタ如ク、興業銀行ハ最初證券擔保ノ金融ケレバナラヌト云フヤウナ苦シイ状態ニ立到シタ、其原因ヲ少シク研究シテ見マスト云フト、私ハ日本銀行ガ目本銀行條例ヲ無視シテ、興業銀行設立ノ根幹ノ目的トシタル所謂證券擔保、即チ動産擔保ノ仕事ヲ日本銀行ニ奪取ラレテシマッテ、興業銀行ノ仕事ガ無イカラ、斯ノ如ク變遷ヲ致シマシテ、最後ノ果ニ、嘗テ銀行自身ガ失敗シテソレカラ全然手ヲ引イテ居タ、其不動産擔保ノ仕事ヲシナケレバナラヌト云フ疑フ持ツノ態ニ陥タノデハナイカト云フ疑フ持ツノデアリマス、即チ日本銀行條例ニハ其第十一條ニ「日本銀行ノ營業ハ左ノ如シ、第一、政府營行ノ手形、爲換手形其他商業手形等ノ割引ヲ爲シ又ハ買入ヲ爲ス事、第一、地

金銀ヲ賣買ヲ爲ス事、第三、金銀貨或ハ地
テ取引約定アル諸會社銀行又ハ商人ノ爲メ
ニ手形金ノ取立ヲ爲ス事、第五、諸預リ勘
定ヲ爲シ又ハ金銀貨貴金属並諸證券類ノ保
護預リヲ爲ス事、第六、公債證書政府發行
ノ手形其他政府ノ保證ニ係ル各種ノ證券ヲ
リデアリマス、更ニ第十二條ニ至リマシテ
抵當トシテ當座勘定貸又ハ定期貸ヲ爲ス
事」即チ日本銀行ノ營業ハ只今朗讀致シマ
シタ第十一條ノ日本銀行條例ニ明記シタ通
ノ手形其他政府ノ保證ニ係ル各種ノ證券ヲ
リデアリマス、左ニ掲タル件々ハ勿論其他諸般ノ營業ニ
關涉スルコトヲ得ス、第一、不動產及ヒ銀
行又ハ諸會社ノ株券ヲ抵當トシタ貸金ヲ爲
ス事、第一、本銀行ノ株券ニ對シテ貸金ヲ爲
シ又ハ此株券ノ買戻ヲ爲ス事、第三、諸工業
會社ノ株主タルハ勿論直接間接ヲ問ハス工
業ニ關係スル事、第四、本支店出張所ヲ開設
スル爲必要ナル者ノ外一切他ノ不動產ノ
所有主タル事」即チ第十二條ニハ日本銀行ガ
トシテハ斯ノ如キ事業ニ自ラ關係スルコト
ヲ禁ジテアルノデアリマス、其禁ジタ第一
項ニ「不動產及ヒ銀行又ハ諸會社ノ株券ヲ
抵當トシテ貸金ヲ爲ス事」現在日本銀行ガ
彼ノ所謂見返擔保ト稱シテ、此十二條ヲ以
テ明ニ禁止セラレタル所ノ業務ヲ、所謂見
返擔保即ト云フ形式ヲ以テ盛ニ其營業ヲシ
テ居ルコトハ、天下周知ノ事實デアリマス、
大藏當局ハ此日本銀行條例ノ違反ヲ如何ニ
監督ヲシテ居ラレルノデアルカ、若シ此監
督ガ十分ニ徹底シテ居タナラバ、興業銀
行ヲシテ只今御詰シタ如キ、或ハ外國ニ放
資ヲシタリ、外資ノ輸入ヲシタリ、工場財
團ヲシタリ、遂ニ最後ニハ僅ニ八百何十万
圓ノ資金ヲ得ンガ爲ニ此法律ノ改正ヲ要求
シテ、不動產ノ擔保ト云フ、曾テ自ラ手ヲ
焼イテ凝リ、シテ居ル所ノ、スル營業ニ
手ヲ染メナケレバナラスト云フ苦境ニ陥ル
氣遣ヒハナイト恩ノデアリマス、此點ニ
關スル政府當局ノ特殊銀行監督ニ對スル態
度ニ對シ、吾々多大ノ疑ヲ持タナケレバナ
ライノデアリマス、日本銀行ハ果シテ只

フル所ニ依レバ、窪田四郎君ガ此不動産取引所ノ理事長タルベク、創立委員長タルベキ所ノ日本銀行ノ總裁ヨリ態、依頼シテ、其運動ヲシテ居ルト云フコトヲ承知シテ居ルノデアリマス、諸君、若シ日本銀行總裁ガ斯ル運動ニ參加ヲシ、或ハ之ヲ勸誘スルト云フコトガアツナラバ、是モ明ニ日本銀行條例ノ違反デアリマス、即チ此不動產取引所問題ト相關聯シテ、日本銀行總裁ハ又日本銀行條例違反ヲヤッテ居ルノデハナイカト云フコトヲ吾々ハ疑フノデアリマス、此點ニ關シテ大藏大臣ハ如何ナル御監督ヲ爲サレテ居ルカ、又不動產金融制度ニ對スル制度ノ不備並ニ政府監督ノ不備ヨリ、斯ル重大ナル問題ガ起ツテ居ルト云フコトヲ、洵ニ失禮デハアリマスルガ、（發言スル者多シ）今本員ハ説明ヲシテ居ルノデアリマス、暫ク御謹聽ヲ：寛クリヤリマスカラ何卒暫ク御辛抱ヲ御願致シマス（拍手）私ハ最後ニ大藏大臣ニ御尋ヲ致シテ置キタイノデアリマスルガ、此不動產金融制度ハ先程カラシテ勤業銀行ヲ今日ノ地位ニ立到ラシメタモ繰返シテ申シマシタ如ク、極メテ困難ナル業務デアリマス、而シテ最近ニ於キマシテ三士大藏大臣ハ、多年勤業銀行ノ總裁トリマスルガ、此不動產金融制度ハ先程カラシテ勤業銀行ヲ今日ノ地位ニ立到ラシメタル、前梶原總裁二代フルニ、馬場新總裁ヲ以テ致シタト云フ、此所謂人事行政ニ關シテミアリマス、大正九年以來我國ノ財界ハ御承知ノ如ク大動亂ヲ致シマシタ……

〔此時發言スル者多シ〕
○議長（川原茂輔君） 静肅ニ——静肅ニ願ヒマス
○小山谷藏君（續） 御騒ニナルト長クナリバカリデスカラ、何卒暫ク御清聽ヲ願ヒタ
〔此時發言スル者多シ〕
○議長（川原茂輔君） 静肅ニ願ヒマス——
○小山谷藏（續） 由來金融ノ業務ニ當ル人ハ豊富ナル經驗ト、ソレダケノ財界ニ於ケル經驗ガ最セ必要デアリマス、而シテ殊ニ不動產金融ト云フコトニ關聯致シマシテ、此財界ノ中心ニ立ツ人ハ、最も豊富ナル經驗ガ最セ必要デアリマス、而シテ殊ニ不動產金融ト云フコトニ關聯致シマシテ、此財界ノ中心ニ立ツ人ハ、最も

富ナル經驗ト信用ガ必要デアルコトハ申ス
マデモアリマセヌ、而シテ勤業銀行ハ諸君モ御承知ノ通り、彼ノ一昨年ノ銀行大騒動ノ際ニ於キマシテモ、或ハ大正九年ノ反動火災ノ創痍ニ關係致シマシテモ微動ダモシナ、即チ我國特殊銀行中私ハ唯一デアルト信ズル、唯一ノ健全ナル基礎ノ上ニ立テラレタル所ノ銀行デアリマス、而シテ此勸業銀行ヲ斯ル健全ナル基礎ニ築上ゲタルマデモナク營業方針宜シキヲ得テ、指導其功勞者ハ何人デアルカト言ヘバ、申上ゲルシキヲ得タ所ノ、其衝ニ當テ居ツタ總裁、殊ニ副總裁柳谷卯三郎君ノ功勞デアルト云フコトハ、天下周知ノ事實デアリマス、果セル哉三忠造君ガ大藏大臣ニ御就任ニマシタ時ニ、丁度柳谷副總裁ノ任期ヶ満了致シマシタノデ、大藏大臣ハ特ニ柳谷副總裁ノ留任ヲ懇請シ、而シテ柳谷君ノ任期ヲ新ニシテ副總裁ヲ繼續サレンコトヲ懇請シ、而シテ柳谷君ハ慥カ一昨年ノ四月カ五月頃マデ留任スルコトニ決定ヲ致シタノデアリマス、然ルニ馬場新總裁ガ勤業銀行ニ入ッテ來テ、何ノ爲カ此多年ノ功勞アリ、而シテ勤業銀行ノ信用ヲ天下ニ繋イデ來タ功勞者デアル柳谷君ヲ、何ノ理由アッテカ誠ラレタノデアリマス、實ニ柳谷君ハ不動產金融ノ上ニ於テ莫重大ナル功勞者デアル、而シテ更ニ不動產銀行デアル所ノ勤業銀行ヲシテ、今日ノ基礎ノ上ニ置イタ所ノ功勞者デアル、一體此銀行ノ業務ノ如キハ制度其モノモ大切デアルガ、又人ノ力モ大切デアル、人ノ信用ニ依テ保ツテ行カナケレバナラスト云フコトヲ信ズルノデアリマス、然ルニ斯ノ如ク忠實ニ仕事ヲシ、眞面目ニ業務ニ携ハリ、而シテ多年ノ功勞アル人ヲ故ナクシテ、誠ンテ、而モ其後ニドウ云フ人ガ參ッタカト申セバ、曾テ朝鮮銀行東京支店ノ營業部長トシテ、朝鮮銀行ヲシテ今日ノヤウト云フコトヲ信ズルノデアリマス、然ルニ斯ノ如ク忠實ニ仕事ヲシ、眞面目ニ業務ニ携ハリ、而シテ多年ノ功勞アル人ヲ故ナクシテ、誠ンテ、而モ其後ニドウ云フ人ガ參ッタカト申セバ、曾テ朝鮮銀行東京支店ノ營業部長トシテ、朝鮮銀行ヲシテ今日ノヤウ

タカラ利加ニ於テ行ツテ居ル如キ、不動產擔保紙ヲ發行スル如キコトハ、果シテ圓滑ニ行ハレルヤ否ヤト云フコトハ疑問デアリマス、不動產ノ金融ニ付キマシテハ、是ハ餘程重大問題ト考ヘマシテ、他ノ一般金融ヲ幾分ナリトモ緩和スルヤウニシタヨ融問題ト同様ニ、只今金融制度調査委員會ニ於キマシテ銳意研究致シテ居ル次第アリマス、何トカシテ目下ノ不安ナル不動產金融ヲ幾分ナリトモ緩和スルヤウニシタヨ融問題ト同様ニ、只今金融制度調査委員會ニ於キマシテ銳意研究致シテ居ル次第アリマス、ソレカラ不動產取引所ノ問題

○小山谷藏君（登壇） 只今大藏大臣ノ御答辯ヲ拜聽致シタノデアリマスガ、私が大藏大臣ニ感謝スル所ガ頗ル多イノデアリマス（拍手）

リマス日本銀行ノ、所謂條例違反ノ問題ニ對シテハ、一言ノ御答辯モナカノニアリマス、即チ日本銀行ハ日本銀行條例第二條ヲ以テ、其第一項ニ明記シタル即チ株券若クハ其他ノ證券ニ貸出スルコトヲ得ズトアル、此條項ノ違反ヲ盛ニヤッテ居ルデハナイカ、之ニ對スル取締ヲ如何ナサルノアルカ、現在ハ見返擔保ト云フヤウナ名前ヲ以テ、而シテ又一般財界カラハ、更ニ其見返擔保品ノ擴張ヲ要求シテ居ルト云フヤウナ現實ノ事情ハ、大藏大臣モ御承知ノ通りデアル、然ルニ何ゾ知ラン、此現實ノ取扱ハ日本銀行條例ノ明文ニ違反シテ居ル所ノ行爲デアル、又日本銀行ガ此條例ニ違反シタ行爲ヲシテ營業フヤッテ居ル爲ニ、興業銀行ハ先程御詰致シマシタ如ク種々轉々シテ、自分ノ營業ノ主體ガ何處ニ置イテ宜イノデアルカト云フコトヲ、自ラ知ルコトモ出來ヌト云フヤウナ狀況ニ陥ルト云フコトヲ知タナラバ、此取扱ヲ如何ニスベキカ、是ハ大藏大臣トシテハ餘程御考ニナラケレバ、ナラヌ財界ノ重大ナル問題デアルト本員ハ信ズルノデアリマス、ソレニ對スル一言ノ御答辯ガナイノハ、或ハ大藏大臣ガ御忘レニナツカ思フノデアリマスルカラ、更ニ之ニ對シテ明快ナル御答辯ヲ御願申上ダルノデアリマス、更ニ不動産取引所ノコトニ付テ、是ハ勸業銀行總裁ガ勸業銀行總裁トシテヤッテ居ルノデハナイ、私ハ茲ニ失禮ナガラ断言スルコトヲ憚リマセヌ、若シ現在ノ如キ制度デ進メルナラバ、勸業銀行ソレ自身モ、亦財界各方面ノ人達モ大多ノ迷惑ヲスル、即チアノ計畫ハ全然來不動産取引所ト云フ問題ハ、失禮ナガラ私ガ主唱致シマシテ、數年前大藏省ニスル機關が最モ必要ナモノデアルト云フコトヲ提言致シタ其主唱者デアリマス、先年米國ニ参リマシテ、全體斯ウ云フ機關ガ如何ナル活動ヲシテ居ルモノデアルカト云フ、其調査モ聊カ試ミタノデアリマス、嘗テ紐育ニ於テ不動産取扱ヲ主義トシテ居ル所ノ「ストラウス・ハウストカ、或ハ大キナ不

動産金融會社ガ相集テ、即チ財界ノ首腦者ガ相集テ、一大不動産取引ヲ作テント歟スル計畫ガ始ト成立シテ居タノデアリマスルガ「ストラウス・ハウストラウトカ、或ハ「ガランティ・シラス・ト・カンパニー」ト云フヤウナ、財界巨頭連中ガ勢力争ヒノ爲テ、而シテ又一部ノ者ガヤッタノデハ何モ役ニ立タス、遂ニアレハ失敗ニ終タ、而シテ彼等ハ言テ居ル、若シ財界ノ有ユル勢力ヲ網羅シテ、其力ヲ一ソノ下ニ集メルコトガ出来タラバ、取引所トシテ或ハ成功スルカモ分ナス、一部ノ者ガヤッタノデハ何モ役ニ立タス、此勢力争ヒノ爲ニ紐育ノ不動産取引所ハ其儘今日尙ホ成立シテ居リマセヌ、現在我國ノ不動産取引所ノ主唱者ハ、財界ノ主ナル人ト大藏大臣ハ、言ハレテ居ルケレドモ、日本銀行ノ一部、昭和銀行ノ一部、並ニ勸業銀行等ノ素人ガヤッテ居ルノデアリマス、財界ノ巨頭連中ハ悉ク後デ舌ヲ出シテ笑テ居ルノデアル、其營業ガ若シ斯ノ如キ者ニ依テ出来ルト云フヤウナコトデアリマシタナラハ、必ズヤ失敗スルコトハ火ヲ賭ルヨリモ明ナリ、假令個人ノ名義ヲ以テシテモ、勸業銀行總裁ガ携ハルト云フコトハ監督上如何デアルカ、重ネテ此事ヲ御尋申上ダテ置クノデアリマス

○議長(川原茂輔君) 三土大藏大臣

(國務大臣三土忠造君登壇)

○國務大臣(三土忠造君) 日本銀行ノ問題

ハ私ハ御質問ト思ハナカシタノデ御答シナカタノデアリマスガ、只今改メテ御質問デ

アリマスルカラ御答申上ダマス、御述ベノ通リ日本銀行條例第十二條ニ於キマシテ、

株券等ノ擔保ニ對シテ融通スルコトハ、營業トシテハ禁止シテアリマス、併ナガラ

ハ明治二十年代ヨリシテ、所謂見返ト致シ

定ニ依リ一般會計ダ大藏省預金部ヨリ譲渡ヲ受ケタル日本興業銀行ニ對スル

債權及其ノ利息債權ヲ債權額ヲ以テ拂込ニ充テ國際汽船株式會社ノ株式ヲ引受クルコトヲ得

第五條 前條ノ規定ニ依リ政府ガ國際汽船株式會社ノ資本ノ増加ヲ爲ス場合ニ於テハ政府ハ第一條ノ規

律ニ依リ一般會計ダ大藏省預金部ヨリ額ニ滿タザル端數ハ現金ヲ以テ之ヲ交

付ス

第三條 政府ハ前條ノ規定ニ依リ交付スル爲必要ナル額ヲ限度トシ公債ヲ發行スルコトヲ得

第四條 國際汽船株式會社ガ資本ノ增加ヲ爲ス場合ニ於テハ政府ハ第一條ノ規定ニ依リ一般會計ダ大藏省預金部ヨリ額ニ滿タザル端數ハ現金ヲ以テ之ヲ交

付ス

第六 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員

(國務大臣三土忠造君登壇)

○原惣兵衛君 本案ハ政府提出關稅定率法

中改正法律案外一件ノ委員ニ併セ付託セテ

レンコトヲ望ミマス

○議長(川原茂輔君) 右動議ニ御異議アリマセヌカ

(異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(川原茂輔君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、日程第七、

第一讀會ヲ開キマス——三土大藏大臣

第一條 國際汽船株式會社ノ整理ニ關スル法律案ノ提出

國際汽船株式會社ノ整理ニ關スル法律案ノ第一讀會ヲ開キマス——第一讀會

第六條 國際汽船株式會社ノ業務ニ關シ監督上必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得

主務大臣ハ國際汽船株式會社ノ決算又ハ

編役若ハ監督役ノ行爲法令、定款又ハ

主務大臣ノ命令ニ違反シタルトキハ主務大臣ハ其ノ決議ヲ取消シ又ハ取締役若ハ監督役ノ改選ヲ命ズルコトヲ得

本法ハ昭和四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(國務大臣三土忠造君登壇)

附則

關稅定率法ノ實行ノ爲シテ、

政府ハ國際汽船株式會社ノ業務ヲ監督

業年度ニ決算ニ付主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

主務大臣ハ國際汽船株式會社ノ決議又ハ

主務大臣ノ命令ニ違反シタルトキハ主務大臣ハ其ノ決議ヲ取消シ又ハ取締役若ハ監督役ノ改選ヲ命ズルコトヲ得

主務大臣ノ命令ニ違反シタルトキハ主務大臣ハ其ノ決議ヲ取消シ又ハ取締役若ハ監督役ノ改選ヲ命ズルコトヲ得

主務大臣ハ其ノ決議ヲ取消シ又ハ取締役若ハ監督役ノ改選ヲ命ズルコトヲ得

主務大臣ハ其ノ決議ヲ取消シ又ハ取締役若ハ監督役ノ改選ヲ命ズルコトヲ得

主務大臣ハ其ノ決議ヲ取消シ又ハ取締役若ハ監督役ノ改選ヲ命ズルコトヲ得

主務大臣ハ其ノ決議ヲ取消シ又ハ取締役若ハ監督役ノ改選ヲ命ズルコトヲ得

主務大臣ハ國際汽船株式會社ノ決議又ハ

主務大臣ノ命令ニ違反シタルトキハ主務大臣ハ其ノ決議ヲ取消シ又ハ取締役若ハ監督役ノ改選ヲ命ズルコトヲ得

主務大臣ハ其ノ決議ヲ取消シ又ハ取締役若ハ監督役ノ改選ヲ命ズルコトヲ得

主務大臣ハ國際汽船株式會社ノ決議又ハ

主務大臣ノ命令ニ違反シタルトキハ主務大臣ハ其ノ決議ヲ取消シ又ハ取締役若ハ監督役ノ改選ヲ命ズルコトヲ得

主務大臣ハ其ノ決議ヲ取消シ又ハ取締役若ハ監督役ノ改選ヲ命ズルコトヲ得

主務大臣ハ國際汽船株式會社ノ決議又ハ

主務大臣ノ命令ニ違反シタルトキハ主務大臣ハ其ノ決議ヲ取消シ又ハ取締役若ハ監督役ノ改選ヲ命ズルコトヲ得

主務大臣ハ其ノ決議ヲ取消シ又ハ取締役若ハ監督役ノ改選ヲ命ズルコトヲ得

百二十七萬圓ノ貸金ニ對シテハ心配ハナイノデアル、ソコデ政府ハ是ノ整理ヲスルニ當リマシテ、其銀行ニ對シテ保證債務ノ要求ヲセラレタカドウカ、若シセラレナイトスルナラバ、何故此保證債務ニ對シテ要求ヲセラレナイノデアルカ、セラレタトスルナテバ、日本興業銀行十五銀行第一銀行行十五銀行ハ姑ク問ハヌ、日本興業銀行行デモ、第一銀行デモ、優ニ此保證債務ヲ辨濟スル力ノアル銀行デアル、如何ナル返事ヲシタカ、拂フ義務ガナイト言フタカ、或ハ拂フ義務ハアルケレドモ拂フ金ガナイト言フタカ、如何ナル返事ヲシタカト云フコトヲ伺ヒタイノデアル（拍手）是ガ質疑ノ第一點デアル、ソレカラ第二ハ、是モ矢張大藏大臣ニ對シテノ質疑デアリマス、今度發行スル三千万圓ノ公債ニ對シテノ利子ヲ豫算ニ計上シテ居ナイノハドウ云フ（譯）アルカ、此三千万圓ニ對シテハ早速利子ガ九十九萬圓要ル、万分ノ百十六ト云フ減債基金ノ繰入ヲ入レルト云フト、百二十萬圓ト云フ金ガ年々要ルノデアル、然ルニは豫算ニ計上セラレテ居ナイ、ノミナラズ將來ノ財政計畫ノ中ニモ計上セラレテ居ナイノデアル、過般豫算第三分科會ニ於テ、我黨ノ田君カラ質問ヲセラレタノニ對シテ、大口政府委員ハ未定ノ問題デアルカラ入レナカタ、斯ウ云フ答辯ヲシテ居ラレマス、参考ニナシテ居リマスヤウデスガ、是等ノ今年ノ議會ニ出マス、三千万圓ノ公債が出ルコトが確定ニナッテ居ルヤウデス、ソレカラ騎田整理案ニ付テモ相當公債が出ルヤウニナシテ居リマスヤウデスガ、是等ノ今年ノ議會ニ出マス、三千万圓ノ公債が出算ハ、先日頂戴シマシタ概計表ノ中ニ當然這入シテ居ルト思ヒマスガ、念ノ爲ニ伺ヒ併ナガラ此整理案ト云フモノハ近頃出來タモノデハナイ、モウ既ニ半年を前ニ此整理案ト云フモノハ新聞ニ其大要が出て居リマセヌ」斯様ニ答辯ヲシテ居ラレルノデアル、未だ決ラナイ問題デハナイ、チヤント決シタ問題デアル、今日ノ御説明ニ依

リ、更ニ吾々ニ配付セラレマシタ案ノ内客ヲ見マシテモ、新聞ノ記事ト少シモ變リハナイノデアル、半年モ前ニ既ニ決テ居ルモノヲ、何故ニ豫算ニ計上シナインデアルテバ、日本興業銀行第一銀行ハ姑ク問ハヌ、日本興業銀行行デモ、第一銀行デモ、優ニ此保證債務ヲ辨濟スル力ノアル銀行デアル、如何ナル返事ヲシタカ、拂フ義務ガナイト言フタカ、或ハ拂フ義務ハアルケレドモ拂フ金ガナイト言フタカ、如何ナル返事ヲシタカト云フコトヲ伺ヒタイノデアル（拍手）是ガ質疑ノ第一點デアル、ソレカラ第二ハ、是モ矢張大藏大臣ニ對シテノ質疑デアリマス、今度發行スル三千万圓ノ公債ニ對シテノ利子ヲ豫算ニ計上シテ居ナイノハドウ云フ（譯）アルカ、此三千万圓ニ對シテハ早速利子ガ九十九萬圓要ル、万分ノ百十六ト云フ減債基金ノ繰入ヲ入レルト云フト、百二十萬圓ト云フ金ガ年々要ルノデアル、然ルニは豫算ニ計上セラレテ居ナイ、ノミナラズ將來ノ財政計畫ノ中ニモ計上セラレテ居ナイノデアル、過般豫算第三分科會ニ於テ、我黨ノ田君カラ質問ヲセラレタノニ對シテ、大口政府委員ハ未定ノ問題デアルカラ入レナカタ、斯ウ云フ答辯ヲシテ居ラレマス、参考ニナシテ居リマスヤウデスガ、是等ノ今年ノ議會ニ出マス、三千万圓ノ公債が出算ハ、先日頂戴シマシタ概計表ノ中ニ當然這入シテ居ルト思ヒマスガ、念ノ爲ニ伺ヒ併ナガラ此整理案ト云フモノハ近頃出來タモノデハナイ、モウ既ニ半年を前ニ此整理案ト云フモノハ新聞ニ其大要が出て居リマセヌ」斯様ニ答辯ヲシテ居ラレルノデアル、未だ決ラナイ問題デハナイ、チヤント決シタ問題デアル、今日ノ御説明ニ依

リ、又財政計畫ニモ何故計上シナインデアルカ、又財政計畫ニモ何故計上シナインデアルカ、或ハ又此議會が通過スルカ通過シナカ分カラト云フコトデアルナラバ、然ラバ競馬法ハドウシタノデアルカ、競馬法ハ貴衆兩院ヲ通過スルカシナイスラヌモノデアルニモ拘ラズ、其收入ハチヤント百六十萬圓ヲ入レテ居ルデハナイカ（拍手）サウスルト收入トナルベキモノハ未確定ノモノデモ入レテ、支出トナルモノハ之ヲ差控ヘテ、無理ニ歲入歲出ノ「バランス」ヲ繼合セタト云フコトニナルノデアル、詰リ地租委讓ヲヤッテ缺陷ガ生ジタ、ソレヲ無理ニ繼合セタモノガ、斯ウ云フ所デ綻ビガ現ハレテ居ルモノデアルト見テ宜イカドウカ（拍手）是ガ第二ノ質疑デアリマス、ソレカラ、保證債務ヲ履行サセレバ斯様ナコトヲスル必要ハナイ、斯ウ云フ御意見デアリマス、對シテ三銀行ガ保證シテ居ルノデアルカラ、保證債務ヲ履行サセタトイト云フ（拍手）トヲスル必要ハナイ、斯ウ云フ御意見デアリマシタ、而シテ其保證債務ハ、大正十四年年前内閣ノ時、即ち濱口君ガ大藏大臣ノ御在任ニサウ云フ風ナコトヲ決メテアル、其通リヤレバ宜イデヤナイカ、斯ウ云フ御意見デアリマシタカ、大正十四年ノ濱口君ガ保證債務ヲ決メマシタ時分ノヤウナ状態が續イテ居リマスレバ文句ハ無イノデアル、其通リヤレバ宜イデヤナイカ、斯ウ云フ御意見デアリマシタ、而シテ其後金融界ノアリマス、所ガ御承知ノ通り其後金融界ノ恐慌ノ爲ニ十五銀行ハ演レタノデアリマス、アノ通リノ狀態デアリマシテ、之ヲ救済シナケレバナラヌト云フヤウナ狀態デアリマスカラシテ、三銀行ト申シテモ、一番確カニ銀行ハ第一銀行デアリマス、是等ノ銀行ニ對シテ、若シ保證債務ヲ履行セシメテ云フノハ、此處ニ荷物ガアルト云フト、其處ニ船ヲ廻シテ其荷物ヲ積シテ運ビ、彼處ニ荷物ガアルト云フト、其處ニ船ヲ廻シテケレバナラヌノデアリマスガ、國際汽船ト云フノハ、此處ニ荷物ガアルト云フト、一定ノ航路ガアツテヤッテ居ルノデハナイ、例へば日本郵船會社トカ或ハ大阪商船會社トカ、一アル、併シ私ハ其心配ハ少シモナイト思フ、大體國際汽船會社ト云フモノハ、一定ノ航路ガアツテヤッテ居ルノデハナイ、例へば日本郵船會社トカ或ハ大阪商船會社トカ、一アルコトが確定ニナッテ居ルヤウデス、ソレカラ騎田整理案ニ付テモ相當公債が出ルヤウニナシテ居リマスヤウデスガ、是等ノ今年ノ議會ニ出マス、三千万圓ノ公債が出算ハ、先日頂戴シマシタ概計表ノ中ニ當然這入シテ居ルト思ヒマスガ、念ノ爲ニ伺ヒ併ナガラ此整理案ト云フモノハ近頃出來タモノデハナイ、モウ既ニ半年を前ニ此整理案ト云フモノハ新聞ニ其大要が出て居リマセヌ」斯様ニ答辯ヲシテ居ラレルノデアル、未だ決ラナイ問題デハナイ、チヤント決シタ問題デアル、今日ノ御説明ニ依

ヤンテ居ルモノデアル、斯様ナモノハ今之ヲ救済シナカッタナラバ、此會社ハドウナルカス、即チ世界各國中海運業ノ發達シテ居ルモノヲ、何故ニ豫算ニ計上シナインデアルテバ、日本興業銀行第一銀行ハ姑ク問ハヌ、日本興業銀行行デモ、第一銀行デモ、優ニ此保證債務ヲ辨濟スル力ノアル銀行デアル、如何ナル返事ヲシタカ、拂フ義務ガナイト言フタカ、或ハ拂フ義務ハアルケレドモ拂フ金ガナイト言フタカ、如何ナル返事ヲシタカト云フコトヲ伺ヒタイノデアル（拍手）是ガ質疑ノ第一點デアル、ソレカラ第二ハ、是モ矢張大藏大臣ニ對シテノ質疑デアリマス、今度發行スル三千万圓ノ公債ニ對シテノ利子ヲ豫算ニ計上シテ居ナイノハドウ云フ（譯）アルカ、此三千万圓ニ對シテハ早速利子ガ九十九萬圓要ル、万分ノ百十六ト云フ減債基金ノ繰入ヲ入レルト云フト、百二十萬圓ト云フ金ガ年々要ルノデアル、然ルニは豫算ニ計上セラレテ居ナイ、ノミナラズ將來ノ財政計畫ノ中ニモ計上セラレテ居ナイノデアル、過般豫算第三分科會ニ於テ、我黨ノ田君カラ質問ヲセラレタノニ對シテ、大口政府委員ハ未定ノ問題デアルカラ入レナカタ、斯ウ云フ答辯ヲシテ居ラレマス、参考ニナシテ居リマスヤウデスガ、是等ノ今年ノ議會ニ出マス、三千万圓ノ公債が出算ハ、先日頂戴シマシタ概計表ノ中ニ當然這入シテ居ルト思ヒマスガ、念ノ爲ニ伺ヒ併ナガラ此整理案ト云フモノハ近頃出來タモノデハナイ、モウ既ニ半年を前ニ此整理案ト云フモノハ新聞ニ其大要が出て居リマセヌ」斯様ニ答辯ヲシテ居ラレルノデアル、未だ決ラナイ問題デハナイ、チヤント決シタ問題デアル、今日ノ御説明ニ依

デ船會社ヲヤルト云フコトハ間違テ居ル、政府ハ之ニ對シテ爲替ノ相場寧口此債權者デアル銀行ニ委シタ方ガ、政府デヤルヨリモ成績ガ舉ルト云フコトハ、是ハ何人デモ分ルコトデアル大體政府事業ト云フモノハ、事業組織トシテ極メテ弱イノデアッテ、事業組織ニ於テ一番強イノハ獨士族ノ商法ト言タケレドモ、今ハ御役所ノ商賣ガソレデアル、今度此株ヲ半分持ソト云フコトハ、即チ半分御役所ガ仕事ヲスルト云フコトニナルノデアル、日本ハ現在ニ於テモ官業ト云フモノガ多過ギル、郵便、電信、電話カラ鹽、砂糖、樟腦ノ專賣ヲ初メトシテ、鐵道モヤツテ居レバ、植林モヤツテ居ル、製材モヤツテ居リ、又鐵ノ製造モヤル、毛織物ノ製造モヤルト云フヤウナ譯デ、官業ト云フモノガ餘り多過ギルノデアル、英國邊リデハ官業ト云フモノハ極メテ少イノデアリマシテ、郵便、電信、電話ノ外ニハ何モヤツテ居ナイ、米國ノ如キハ郵便ノ外ニハ電信、電話モ全部之ヲ民業ニ移シテ居ル、ドウシテモ、將來ハ民業ニ段階シテ行カナケレバナラナイト云フ形勢デアルニモ拘ラズ、今度又官業ヲヤラレルト云フコトハ、假令助ケル理由ガアルトシテモ、根本ニ於テ時代ニ逆行シテ居ルモノト謂ハナケレバナラヌ、政府ハ社會主義ト云フト、非常ニ恐レテ居ルケレドモ、ヤツテ居ル此官業ノ多イ狀態ヲ見ムスルト、國家社會主義者ノ主張其儘デアル、此位官業ノ多イ國ハ世界デモ「ソヴエット」露西亞ノニナイトデアル、ソレニ今度此船ノ會社ヲヤルト云フコトハ、海ニ時代錯誤デアルト謂ハナケレバナラヌノデアル、此點ニ付テモ更ニ遞信大臣ノ答辯ヲ願ヒタイノデアル、ソレカラ又モウ一ツ大藏大臣ニ……（此時發言スル者多シ）能ク御聽キナサイ、諸君ガ御騒ギニナルト緩リヤリマスゾ——現在ノ狀態デハ公債ノ發行ト云フモノヲ出来ルダケ少クシナケレバナラナイニ、特ニ此會社ノ爲ニ三千萬圓餘ノ公債ヲ發行シテ株券ヲ持ソト云フコトハ、私ハ其意味ガ分ラナイ、斯様ナコトヲ致シテ居リマスルカラ、日本ノ爲替ト云フモノハ段々下テ來ル、現在四十四弗八分ノ五デアルケレドモ、是ハ遠カラズ四十四弗ヲ割ルベキ形勢

ニナツテ居ル、政府ハ之ニ對シテ爲替ノ相場ヲヤルカラ困ルト言ヒマスクレドモ、餅シ人ノ投誠心ト云フモノハドウシテモ押ヘル其次ハ合資會社デアリ、株式會社デアル、株式會社デアル、政府事業ト云フモノハ一番弱イ組織デアル、引合ハナイモノヲ昔ハ士族ノ商法ト言タケレドモ、今ハ御役所ノ商賣ガソレデアル、今度此株ヲ半分持ソト云フコトハ、即チ半分御役所ガ仕事ヲスルト云フコトニナルノデアル、日本ハ現在ニ於テモ官業ト云フモノガ多過ギル、郵便、電信、電話カラ鹽、砂糖、樟腦ノ專賣ヲ初メトシテ、鐵道モヤツテ居レバ、植林モヤツテ居ル、製材モヤツテ居リ、又鐵ノ製造モヤル、毛織物ノ製造モヤルト云フヤウナ譯デ、官業ト云フモノガ餘り多過ギルノデアル、英國邊リデハ官業ト云フモノハ極メテ少イノデアリマシテ、郵便、電信、電話ノ外ニハ何モヤツテ居ナイ、米國ノ如キハ郵便ノ外ニハ電信、電話モ全部之ヲ民業ニ移シテ居ル、ドウシテモ、將來ハ民業ニ段階シテ行カナケレバナラナイト云フ形勢デアルニモ拘ラズ、今度又官業ヲヤラレルト云フコトハ、假令助ケル理由ガアルトシテモ、根本ニ於テ時代ニ逆行シテ居ルモノト謂ハナケレバナラヌ、政府ハ社會主義ト云フト、非常ニ恐レテ居ルケレドモ、ヤツテ居ル此官業ノ多イ狀態ヲ見ムスルト、國家社會主義者ノ主張其儘デアル、此位官業ノ多イ國ハ世界デモ「ソヴエット」露西亞ノニナイトデアル、ソレニ今度此船ノ會社ヲヤルト云フコトハ、海ニ時代錯誤デアルト謂ハナケレバナラヌノデアル、此點ニ付テモ更ニ遞信大臣ノ答辯ヲ願ヒタイノデアル、ソレカラ又モウ一ツ大藏大臣ニ……（此時發言スル者多シ）能ク御聽キナサイ、諸君ガ御騒ギニナルト緩リヤリマスゾ——現在ノ狀態デハ公債ノ發行ト云フモノヲ出来ルダケ少クシナケレバナラナイニ、特ニ此會社ノ爲ニ三千萬圓餘ノ公債ヲ發行シテ株券ヲ持ソト云フコトハ、私ハ其意味ガ分ラナイ、斯様ナコトヲ致シテ居リマスルカラ、日本ノ爲替ト云フモノハ段々下テ來ル、現在四十四弗八分ノ五デアルケレドモ、是ハ遠カラズ四十四弗ヲ割ルベキ形勢

ニナツテ居ル、政府ハ之ニ對シテ爲替ノ相場ヲヤルカラ困ルト言ヒマスクレドモ、餅シ人ノ投誠心ト云フモノハドウシテモ押ヘル其次ハ合資會社デアリ、株式會社デアル、株式會社デアル、政府事業ト云フモノハ一番弱イ組織デアル、引合ハナイモノヲ昔ハ士族ノ商法ト言タケレドモ、今ハ御役所ノ商賣ガソレデアル、今度此株ヲ半分持ソト云フコトハ、即チ半分御役所ガ仕事ヲスルト云フコトニナルノデアル、日本ハ現在ニ於テモ官業ト云フモノガ多過ギル、郵便、電信、電話カラ鹽、砂糖、樟腦ノ專賣ヲ初メトシテ、鐵道モヤツテ居レバ、植林モヤツテ居ル、製材モヤツテ居リ、又鐵ノ製造モヤル、毛織物ノ製造モヤルト云フヤウナ譯デ、官業ト云フモノガ餘り多過ギルノデアル、英國邊リデハ官業ト云フモノハ極メテ少イノデアリマシテ、郵便、電信、電話ノ外ニハ何モヤツテ居ナイ、米國ノ如キハ郵便ノ外ニハ電信、電話モ全部之ヲ民業ニ移シテ居ル、ドウシテモ、將來ハ民業ニ段階シテ行カナケレバナラナイト云フ形勢デアルニモ拘ラズ、今度又官業ヲヤラレルト云フコトハ、假令助ケル理由ガアルトシテモ、根本ニ於テ時代ニ逆行シテ居ルモノト謂ハナケレバナラヌ、政府ハ社會主義ト云フト、非常ニ恐レテ居ルケレドモ、ヤツテ居ル此官業ノ多イ狀態ヲ見ムスルト、國家社會主義者ノ主張其儘デアル、此位官業ノ多イ國ハ世界デモ「ソヴエット」露西亞ノニナイトデアル、ソレニ今度此船ノ會社ヲヤルト云フコトハ、海ニ時代錯誤デアルト謂ハナケレバナラヌノデアル、此點ニ付テモ更ニ遞信大臣ノ答辯ヲ願ヒタイノデアル、ソレカラ又モウ一ツ大藏大臣ニ……（此時發言スル者多シ）能ク御聽キナサイ、諸君ガ御騒ギニナルト緩リヤリマスゾ——現在ノ狀態デハ公債ノ發行ト云フモノヲ出来ルダケ少クシナケレバナラナイニ、特ニ此會社ノ爲ニ三千萬圓餘ノ公債ヲ發行シテ株券ヲ持ソト云フコトハ、私ハ其意味ガ分ラナイ、斯様ナコトヲ致シテ居リマスルカラ、日本ノ爲替ト云フモノハ段々下テ來ル、現在四十四弗八分ノ五デアルケレドモ、是ハ遠カラズ四十四弗ヲ割ルベキ形勢

ニナツテ居ル、政府ハ之ニ對シテ爲替ノ相場ヲヤルカラ困ルト言ヒマスクレドモ、餅シ人ノ投誠心ト云フモノハドウシテモ押ヘル其次ハ合資會社デアリ、株式會社デアル、株式會社デアル、政府事業ト云フモノハ一番弱イ組織デアル、引合ハナイモノヲ昔ハ士族ノ商法ト言タケレドモ、今ハ御役所ノ商賣ガソレデアル、今度此株ヲ半分持ソト云フコトハ、即チ半分御役所ガ仕事ヲスルト云フコトニナルノデアル、日本ハ現在ニ於テモ官業ト云フモノガ多過ギル、郵便、電信、電話カラ鹽、砂糖、樟腦ノ專賣ヲ初メトシテ、鐵道モヤツテ居レバ、植林モヤツテ居ル、製材モヤツテ居リ、又鐵ノ製造モヤル、毛織物ノ製造モヤルト云フヤウナ譯デ、官業ト云フモノガ餘り多過ギルノデアル、英國邊リデハ官業ト云フモノハ極メテ少イノデアリマシテ、郵便、電信、電話ノ外ニハ何モヤツテ居ナイ、米國ノ如キハ郵便ノ外ニハ電信、電話モ全部之ヲ民業ニ移シテ居ル、ドウシテモ、將來ハ民業ニ段階シテ行カナケレバナラナイト云フ形勢デアルニモ拘ラズ、今度又官業ヲヤラレルト云フコトハ、假令助ケル理由ガアルトシテモ、根本ニ於テ時代ニ逆行シテ居ルモノト謂ハナケレバナラヌ、政府ハ社會主義ト云フト、非常ニ恐レテ居ルケレドモ、ヤツテ居ル此官業ノ多イ狀態ヲ見ムスルト、國家社會主義者ノ主張其儘デアル、此位官業ノ多イ國ハ世界デモ「ソヴエット」露西亞ノニナイトデアル、ソレニ今度此船ノ會社ヲヤルト云フコトハ、海ニ時代錯誤デアルト謂ハナケレバナラヌノデアル、此點ニ付テモ更ニ遞信大臣ノ答辯ヲ願ヒタイノデアル、ソレカラ又モウ一ツ大藏大臣ニ……（此時發言スル者多シ）能ク御聽キナサイ、諸君ガ御騒ギニナルト緩リヤリマスゾ——現在ノ狀態デハ公債ノ發行ト云フモノヲ出来ルダケ少クシナケレバナラナイニ、特ニ此會社ノ爲ニ三千萬圓餘ノ公債ヲ發行シテ株券ヲ持ソト云フコトハ、私ハ其意味ガ分ラナイ、斯様ナコトヲ致シテ居リマスルカラ、日本ノ爲替ト云フモノハ段々下テ來ル、現在四十四弗八分ノ五デアルケレドモ、是ハ遠カラズ四十四弗ヲ割ルベキ形勢

ニナツテ居ル、政府ハ之ニ對シテ爲替ノ相場ヲヤルカラ困ルト言ヒマスクレドモ、餅シ人ノ投誠心ト云フモノハドウシテモ押ヘル其次ハ合資會社デアリ、株式會社デアル、株式會社デアル、政府事業ト云フモノハ一番弱イ組織デアル、引合ハナイモノヲ昔ハ士族ノ商法ト言タケレドモ、今ハ御役所ノ商賣ガソレデアル、今度此株ヲ半分持ソト云フコトハ、即チ半分御役所ガ仕事ヲスルト云フコトニナルノデアル、日本ハ現在ニ於テモ官業ト云フモノガ多過ギル、郵便、電信、電話カラ鹽、砂糖、樟腦ノ專賣ヲ初メトシテ、鐵道モヤツテ居レバ、植林モヤツテ居ル、製材モヤツテ居リ、又鐵ノ製造モヤル、毛織物ノ製造モヤルト云フヤウナ譯デ、官業ト云フモノガ餘り多過ギルノデアル、英國邊リデハ官業ト云フモノハ極メテ少イノデアリマシテ、郵便、電信、電話ノ外ニハ何モヤツテ居ナイ、米國ノ如キハ郵便ノ外ニハ電信、電話モ全部之ヲ民業ニ移シテ居ル、ドウシテモ、將來ハ民業ニ段階シテ行カナケレバナラナイト云フ形勢デアルニモ拘ラズ、今度又官業ヲヤラレルト云フコトハ、假令助ケル理由ガアルトシテモ、根本ニ於テ時代ニ逆行シテ居ルモノト謂ハナケレバナラヌ、政府ハ社會主義ト云フト、非常ニ恐レテ居ルケレドモ、ヤツテ居ル此官業ノ多イ狀態ヲ見ムスルト、國家社會主義者ノ主張其儘デアル、此位官業ノ多イ國ハ世界デモ「ソヴエット」露西亞ノニナイトデアル、ソレニ今度此船ノ會社ヲヤルト云フコトハ、海ニ時代錯誤デアルト謂ハナケレバナラヌノデアル、此點ニ付テモ更ニ遞信大臣ノ答辯ヲ願ヒタイノデアル、ソレカラ又モウ一ツ大藏大臣ニ……（此時發言スル者多シ）能ク御聽キナサイ、諸君ガ御騒ギニナルト緩リヤリマスゾ——現在ノ狀態デハ公債ノ發行ト云フモノヲ出来ルダケ少クシナケレバナラナイニ、特ニ此會社ノ爲ニ三千萬圓餘ノ公債ヲ發行シテ株券ヲ持ソト云フコトハ、私ハ其意味ガ分ラナイ、斯様ナコトヲ致シテ居リマスルカラ、日本ノ爲替ト云フモノハ段々下テ來ル、現在四十四弗八分ノ五デアルケレドモ、是ハ遠カラズ四十四弗ヲ割ルベキ形勢

(國務大臣三土忠造君登壇) 國際汽船會社ノ船ヲ一時ニ處分スルト云フト、我ガ海運界ガ非常ナ打擊ヲ受ケルト云フコトヲ言ハレルケレドモ、既ニ此會社ハ段々船ヲ處分シテ居ルデハナイカ、而シテ又新ナル船ヲ買入レテ居ルデハナイカト云フ御意見デアリマシタガ、是ハ固ヨリ其通りヤツテ居リマス、此會社ニハ船ガ約四十八万噸アリマスルガ、此四十八万噸ハ多過ギルト見テ居ルノデアリマス、而シテ其中若干ヲ處分シテ、即チ海連界ニ影響ヲ及ボサヘル範圍ノモノヲ處分致シマシテ、之ニ依テ第一社債ノ償還ニ充テル、又殘リノ船ニ付キマシテハ、遂即チ古イ船ヲ賣、テ買換ヘテ「ディーゼル・エンジン」式ニ變ヘテ行ク、サウシテ長ク此會社ヲ持續セシムルト、斯ウ云フ方針デアリマス、故ニ此賣却ニ付キマシテハ、遞信大臣、大藏大臣ノ認可ヲ經ナケレバ賣却シテ居ラヌノデアリマス、私共ハ一々責任ヲ持テ居ルノデアリマス、左様御承知ヲ願ヒマス、而シテ繰返シテ申シマスルガ、若シ茲ニ三銀行ニ對シテ債權ヲ取立テマス、三銀行ハ銀行デアリマスルカラシテ、國策等ハ考ヘマセヌ、隨テ銀行ハ銀行トシテ、唯金融業者ノ立場カラ債權ヲ行使スルコトハ決テ居ル、債權ヲ行使スレバ、此會社ハ潰レルノデアリマス、潰レタ影響如何ト云フコトガ問題デアリマシテ、私共ハ潰レテハ困ルト考ヘマスルガ故ニ、此方ヲ採タルノデアリマス、又政府ガ是ダケノ犠牲ヲ拂ヒマスノミナラズ、第一銀行モ、興業銀行モ、十五銀行モ、皆犠牲ヲ拂フノデアリマス、而シテ政府ガ決シテ官業ヲヤルノデハアリマセヌ、政府ハ一般會計ニ於テ株ヲ持ツダケアリマシテ、會社ノ經營ハ全然民間ノ經營ニ讓ルノデアリマス、終リニ於キマシテ、只今此會社ノ設立ニ付キマシテ大體申上ダ恰モ政友會内閣時代ニ斯様な會社ヲ造ラシテ、非常ナ罪惡ヲ作タヤウナコトヲ仰セラレマスガ、是ハ以ノ外ノコトデアリマス、私ハ此會社ノ設立ニ付キマシテ大體申上ダマス、御承知ノ通リ此會社ガ出來マシタノハ大正八年ノ七月デアリマス、其頃ハ歐洲戰爭ガ終焉致シマシテ、世界中ノ船ガ一時ニ非常ニ増シマシテ、船ガ有り過ギタノデアリマス、而シテ日本ガ急ニ商船ノ增加ヲ敏シマシタモノヲ、之ヲ處分スル——處分スルト致シマスルト云フト、ドウナルカト

云フコトハ、海運政策トシテ考ヘナケレバナラヌ、何モ船會社ヲ助ケルトカ、成金ヲドウスルトカ云フヤウナ問題デハナイ、日本ノ國家トシテ、其當時澤山出來テ居タ船ヲドウ處分スルカ、之ヲ市場ニ賣出シマスナラバ、財界ニ非常ナ打擊ヲ與ヘル、日本ダ折角是程造タ船ヲソレヲ大體ニ於テ維持ズル、即チ之ヲ一ツ社外船トシテ働イテ、日本ノ世界ニ於ケル航海權ヲ擴張スル、是ガ國策デアルト云フコトヲ時ノ政府が考ヘタノデアリマス、サウシテ如何ニスルカト申シマスルト、其當時ニ於キマシテハ、皆新シイ出來タテノ船デアリマシテ、頃當リ三百八、九十圓、若クハ三百七、八十圓シテ居タノデアリマス、ソレヲ三百五十圓ト見テ、其中デ預金部カラ金ヲ貸シマスニハ、更ニ其半額ノ百七十五圓ト見タノデアリマス、頃當リ百七十五圓ト見テ預金部モ金ヲ貸シ、第一銀行モ、十五銀行モ、興業銀行モ、金ヲ貸シタノデアリマス、第一銀行ノ如キ、先刻堤君ガ仰シャタ通り、只今ノ頭取佐々木勇之助君ハ極メテ堅實ナ人デアリマス、斯様ナ堅實ナ人が、若シ是ガ危險ナラバ、金ヲ貸ス譯ガナイ、然ルニ預金部ニ對シテ資金ノ融通ヲ求ムルト同時ニ、第一銀行モ、十五銀行モ、之ニ對シテ融通ヲ致シ、川崎造船所及神戸ノ鈴木商店等ハ之ニ對シテ裏書ヲ致シテ居ルノデアリマス、斯様ナコトデ此會社ガ出來マシタ、即チ當時ノ船價ト致シマシテ、頃當リ三百五十圓ナラバ確實ト見テ居ル、其船價ノ更ニ半額ヲ擔保トシテ金ヲ貸シタノデアリマス、而シテ會社ハ大正八年七月ニ成立シテ、其年ノ下半期ニ於テハ非常ナ巨額ノ利益ヲ挙ゲ、大正九年ノ上半期ニ於テモ多額ノ利益ヲ挙ゲタノデアリマス、大正九年ノ下半期ニナリマシテ、財界一般ノ動亂ノ影響ヲ受ケマシテ、非常ナ悲況ニ陥タノデアリマス、是ハ單リ國際汽船ノミナラズ、世界ノ船皆同様ナ悲運ニ遭遇致シマシタ爲ニ、茲ニ計畫ノ翻訛ヲ來シマシテ、今日迄ニ非常ニ苦シニ附思ヒマス(拍手)私ハ斯様ナコトガ國民思想ニ影響スルカト云フ御質問デアリマスガ、心アル國民、思慮アル國民、事理ヲ解スル國民ハ、斯様ナ事ヲ致スコトハ當然デアル、是ガ爲ニ國民ノ思想ニハ十毫モ影響テ無イト考ヘマス(拍手)

○副議長(清瀬一郎君) 秋田内務政務次官(政府委員秋田清君登壇) 本法ハ昭和五年度ヨリ之ヲ施行ス、斯様ナ堅實ナ人デアリマスガ、心アル國民、思慮アル國民、事理ヲ解スル國民ハ、斯様ナ事ヲ致スコトハ當然デアル、是ガ爲ニ國民ノ思想ニハ十毫モ影響テ無イト考ヘマス(拍手) 本法ハ明治四十五年法律第一號ニ依リ清國事件費支辨ノ爲繰替使用シタル造幣局資金二百二十八萬七千九十七圓五十七錢五厘及大正五年法律第四號ニ依リ大正三年臨時事件費支辨ノ爲繰替使用シタル造幣局資金三百五十萬圓ニ付テハ之ニ相當スル金額ヲ造幣局資金ヨリ減額シテ整理スルコトヲ得

○副議長(清瀬一郎君) 秋田内務政務次官(政府委員秋田清君登壇) 第六條 作業上益金ヲ生シタルトキハ内ニ發行ニ至ラサルモノハ資金ニ受入レ之ヲ保有スルコトヲ得
○副議長(清瀬一郎君) 秋田内務政務次官(政府委員秋田清君登壇) 第二條ノ二 資金ニ編入シ損失ヲ生シタルトキハ之ヲ資金ヨリ補填スヘシ

○副議長(清瀬一郎君) 只今議題トナリマシタル造幣局特別會計法中改正法律案ニ付キマシテ、其大要ヲ説明致シマス、貨幣製造ノ材料タル地金ハ常ニ相當ノ餘裕額ヲ保有シ、臨時緊急ノ用ニ備へ置クノ必要ガアリマスルコトハ申ス迄モアリマセヌ、此材料地金ハ造幣局資金ヲ以テ保有スルコトガ最も適當ノ方法デアリマスルカラ、其途ヲ開キマスル必要ガアルノデアリマス、次ニ補助貨ノ需要ハ財界ノ狀況ニ伴ヒ、消長免レザルモノニアリマスカラ、不況時ニ於テモ相當豫備額ヲ製造シ、將來ノ需要ノ激増ニ備ヘルコトガ、造幣作業ノ圓滑ヲ期スル上ニ於テ最尤適當ノ措置デアルノデアリマス、然ルニ從來ノ如ク製造補助貨ヲ直ニ發行ニ立テマス時ハ、未ダ需要ナキモノニ付キマシテハ、通貨タル作用ヲ發揮セザル

○青木精一君 本案ハ政府提出製鹽地整理事ヲシタカト申シマスルト、先刻遞信大臣ガ言ハレマシタ通リ「ハンドルヒ」細育間、託スベキ委員ノ選舉ヲ議題ト致シマスルト致シマスルト云フ、伊太利紹育間、其後大西洋ヲ横切り、

太平洋ヲ横切り、世界ノ各地ニ亘ツテ日本ノ先人未發ノ荒原ヲ開拓シテ、國際貿易ノ上ニ非常ナ貢獻シテ參ッタノデアリマス、故ニ會社設立ノ當時ノ狀況ガ進ミマシタナラバ、此會社ト云フモノガ非常ニ貢獻致シタノ

○副議長(清瀬一郎君) 遽異議ナシト認メ

「異議ナシ」
「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○副議長(清瀬一郎君) 御異議ナシト認メ

「異議ナシ」
「異議ナシ」ト呼フ者アリ

「贊成」
「贊成」ト呼フ者アリ

特種會計法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス——三土大藏大臣

政府ガ投ダテシマヘバ、銀行ハ全ク金融業者デアリマスカラ、債權ノ取立ヲ遠慮致シ合ニ於テ、之ヲ如何ニスルカト云フコトガ問題デアル、先刻來申シマシタ通り、之ヲデアルガ、今日此不況ニ遭遇致シマシタ場

合ニ於テ、之ヲ如何ニスルカト云フコトガ問題デアル、先刻來申シマシタ通り、之ヲ

政府ガ投ダテシマヘバ、銀行ハ全ク金融業者デアリマスカラ、債權ノ取立ヲ遠慮致シ合ニ於テ、之ヲ如何ニスルカト云フコトガ問題デアル、先刻來申シマシタ通り、之ヲ

政府ガ投ダテシマヘバ、銀行ハ全ク金融業者デアリマスカラ、債權ノ取立ヲ遠慮致シ合ニ於テ、之ヲ如何ニスルカト云フコトガ問題デアル、先刻來申シマシタ通り、之ヲ

ガ類々トシテ起リマスルコトハ洵ニ遺憾デアリマス、只今私共ノ知リ得タル情報ニ依リマスレバ、本日ノ午後零時二十分頃、富海、戸田間ノ姥石隧道ニ於テ、下關發急行列車ガ顛覆ヲシテ、多數ノ死傷者ヲ出しシタト云フコトデアリマス、新聞社ニ達シタル情報ニ依リマスレバ、其數ハ二百餘名ト云フコトデアリマシタカ、其原因茲ニ死傷者ノ數、其職業、氏名、遭難ノ實情、又遭難者ニ對スル醫療救護ノ方法、政府ハ如何ナル處置ヲ御執リニナシテ居ルノデアリマスカ、此機會ニ於テ詳細ナル御説明ヲ鐵道大臣ヨリ伺ヒタイト思フノデアリマス(拍手)。

(國務大臣小川平吉君登壇)○國務大臣(小川平吉君)只今御質問ノ鐵道ノ事故ニ付テ御答ヲ致シマス、洵ニ遺憾ナ出来事デゴザイマスルガ、今朝下關ヲ十時半ニ出マシタ急行列車ガ、午後零時三十分頃ニ富海、戸田驛間ニ於テ機關車が脱線ヲ致シマシタ、隨テ客車六輛ダケガ傾斜ヲ原因ハ調査中デゴザイマスガ、マダ報道ガ参リマセヌ、出來事ハ今日ノ零時三十分頃ノ出来事デアリマス、間モナク報告ガ到着致シマスモノト只今之ヲ待チツ、アル次第ニアリマス、列車ノ開通ハ勿論、負傷者ノ手當等ニ付テハ、十分ニ當局者ハ努力ヲ致シテ居ル次第アリマス、左様御承知ヲ願ヒマス(拍手)。

○牧山耕藏君 小川鐵道大臣ハ鐵道建設ノ事ニ付テハ非常ニ御熱心デアリマスガ、改良ノ事ニ對シテハ急慢デアルト云フ非難ヲ屢々受ケテ居ラル、ヤウデアリマス、其列車顛覆ノ原因カ何レニアルカハ、只今詳細ニ知ルコトハ出來ナイノデアリマスガ、近頃頻々トシテ起ル鐵道ノ事故ニ鑑ミテ、鐵道大臣ハ更ニ改良ノ方面ニ向シテ一段ノ努力ヲシナケレバナラスト云フコトヲ考ヘラレナイカト云フコトニ付テ、鐵道大臣ノ御答辯ヲ伺ヒタイト思フノデアリマス

○國務大臣(小川平吉君) 御答ヲ致シマス(國務大臣小川平吉君登壇)○國務大臣(小川平吉君登壇)

○工藤鐵男君 工藤鐵男君登壇)○副議長(清瀬一郎君) 質疑ヲ終リマシタ、討論二入リマス、工藤鐵男君

○工藤鐵男君(工藤鐵男君登壇)○副議長(清瀬一郎君) 質疑ヲ終リマシタ、討論二入リマス、工藤鐵男君登壇)○工藤鐵男君(工藤鐵男君登壇)

○工藤鐵男君(工藤鐵男君登壇)○副議長(清瀬一郎君) 質疑ヲ終リマシタ、討論二入リマス、工藤鐵男君登壇)○工藤鐵男君(工藤鐵男君登壇)

競業シテ居ル所ノ興業費ナアルモノハ幾ラ
アルカト申シマスレバ、十九億七千三百
七十六万一千圓アルノデアリマス、斯ノ如
ク兼營ノ仕事 即チ副業ノ方ガ其資本莫大
デアリマシテ、隨此事業ノ中ニハ種々ナ
ノカラ入レルト云フコトデアリマスレバ、
交通上ニ對シ直接ノ關係アルモノハ別ト致
シマシテ、然ラザルモノニマデ自由兼業ヲ
許スト云フヤウナ場合ニ於テハ、遂ニ私有
鐵道ノ經濟ヲ混亂セシメ、此經營ヲ放漫ナ
ラシムル所ノ虞ガアルノデアリマス、故ニ
私共ハ先刻申上ダマジタ通り、事務管掌其
他ニ付キマシテハ固ヨリ反対ハ致シマセヌ
ケレドモ、社債募集ノ如キ兼業ノ如キモノ
ハ不要認可スルコトハ洵ニ將來禍ヲ貽ス
モノデアルト云フコトヲ考ヘルノデアリマ
ス、此點ニ關シ政府ハ縱令此改正案ニ付テ
ハ吾々ハ修正ヲ試ミマセヌケレドモ、此監
督權ニ關シテハ十分嚴重ニシテ貴ヒタイト
云フノガ其趣旨デアリマス、以上ノ如キ趣
旨ニ依テ私共ハ本案ハ大體ニ於キマシテハ
民間鐵道業者ノ希望モアリ、又政府モ他年
之ヲ調查致シマシタ經過ニ鑑ミテ贊成ヲ致
シマス、ケレドモ、現内閣ノ如ク行政機關
ノ運用ガ動トモスルト放漫ニ流レ、黨政ト
國政トヲ混淆スルノ虞アル現内閣ニ向テ
ハ、斯ノ如キ警告ヲ發シテ之ヲ要求スルノ
ハ最モ時宜ニ適シタモノナリト信ズル者デ
アリマス、私ハ斯様ナ見地カラ此警告ヲ與
ヘテ之ニ贊成致シマス、而シテ現内閣ハ國
有鐵道ノ精神ヲ尊重シ、而シテ國有鐵道ハ
我ガ帝國ノ鐵道政策ノ根幹デアリマスルカ
テ此國有鐵道ノ精神ヲ實行スルガ爲ニ、幾
多ノ私有鐵道ヲ買收シテ居ル所ノ損害ノ大ナ
ス、若シ私有鐵道ノ經營並其經濟的基礎ガ
動搖シタ場合ニ於キマシテハ、他日國有鐵
道ノ系統上已ムヲ得ズ之ヲ買收スルモノト
致シマシテモ、國家が被ル所ノ損害ノ大ナ
ルモノアルヲ恐レ、茲ニ豫メ之ニ對スル所
ノ用意ハ必要ナリト致シ、茲ニ本警告ヲ發
シテ贊成ノ意ヲ表スル次第デアリマス
○副議長清瀬一郎君 議題トナツテ居リ
マスル三案ヲ一括シテ採決致シマス、三案
ノ第二讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ
「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○副議長(清瀬一郎君) 御異議ナイト認メ

マス、御二讀會ヲ開クニ決シマシタ
○原忠兵衛君 直ニ三案ノ第一讀會ヲ開
キ、第三讀會ヲ省略シテ委員長報告通り可
決セラレンコトヲ望ミマス
「賛成ト呼フ者アリ」
○副議長(清瀬一郎君) 御異議ナイト認メ
マス、仍テ直ニ三案ノ第二讀會ヲ開キ、議
案全部ヲ議題ト致シマス
地方鐵道法中改正法律案 第一讀會(確定議)
軌道法中改正法律案 第一讀會(確定議)
非訟事件手續法中改正法律案 第一讀會(確定議)
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
○副議長(清瀬一郎君) 御異議ナシト認メ
マス、仍テ第三讀會ヲ省略シテ三案共委員
長報告通り可決確定致シマシタ(拍手)
○原忠兵衛君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ
提出致シマス、即チ此際日程ヲ變更シ、鶴
見祐君若提出、對米對支外交ニ關スル緊急
質問ノ趣旨辨明ヲ爲サレンコトヲ望ミマス
○副議長(清瀬一郎君) 原君ノ動議ニ御異
議アリマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
○副議長(清瀬一郎君) 御異議ナイト認メ
マス仍テ日程ハ變更セラレマシタ、但シ内
閣總理大臣兼外務大臣田中義一君ハ已ムナ
キ差支ノ爲ニ出席サレマセヌ、鶴見君趣旨
辯明ヲサレマスカ
○副議長(清瀬一郎君) 外務大臣ノ出席マデ此趣意
トヲ希望シマス
○鶴見祐君 保留ニ決シマス
○副議長(清瀬一郎君) 保留決
○原忠兵衛君 引續キ日程ニ這入ラレンコ
トヲ希望シマス
○副議長(清瀬一郎君) サウ致シマス、日
程第十六、衆議院議員選舉法中改正法律案
ノ第一讀會ヲ開キマス、提案者ノ趣旨辯明
ヲ求メマス——二見甚鄉君
第十六 衆議院議員選舉法中改正法律案
第七十九條第一項及第五項中「其ノ關員
案(二見甚鄉君外一名提出) 第一讀會
衆議院議員選舉法中改正法律案
ノ數同一選舉區ニ於テ二人ニ達スルヲ
待チ最後ニヲ削リ同項中「第二項」ヲ「第
一項」ニ、「第三項」ヲ「第二項」ニ改ム
附則

本法施行ノ際現ニ存スル關員ニ付テハ本
法施行ノ日ヨリ二十日以内ニ補闕選舉ヲ
決セラレンコトヲ望ミマス
〔「賛成ト呼フ者アリ」
○副議長(清瀬一郎君) 御異議ナイト認メ
マス、仍テ直ニ三案ノ第二讀會ヲ開キ、議
案全部ヲ議題ト致シマス
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
○副議長(清瀬一郎君) 御異議ナシト認メ
マス、仍テ第三讀會ヲ省略シテ三案共委員
長報告通り可決確定致シマシタ(拍手)
○原忠兵衛君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ
提出致シマス、即チ此際日程ヲ變更シ、鶴
見祐君若提出、對米對支外交ニ關スル緊急
質問ノ趣旨辨明ヲ爲サレンコトヲ望ミマス
○副議長(清瀬一郎君) 原君ノ動議ニ御異
議アリマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
○副議長(清瀬一郎君) 御異議ナイト認メ
マス仍テ日程ハ變更セラレマシタ、但シ内
閣總理大臣兼外務大臣田中義一君ハ已ムナ
キ差支ノ爲ニ出席サレマセヌ、鶴見君趣旨
辯明ヲサレマスカ
○副議長(清瀬一郎君) 外務大臣ノ出席マデ此趣意
トヲ希望シマス
○鶴見祐君 保留ニ決シマス
○副議長(清瀬一郎君) 保留決
○原忠兵衛君 引續キ日程ニ這入ラレンコ
トヲ希望シマス
○副議長(清瀬一郎君) サウ致シマス、日
程第十六、衆議院議員選舉法中改正法律案
ノ第一讀會ヲ開キマス、提案者ノ趣旨辯明
ヲ求メマス——二見甚鄉君
第十六 衆議院議員選舉法中改正法律案
第七十九條第四項ヲ削ル
案(二見甚鄉君外一名提出) 第一讀會
衆議院議員選舉法中改正法律案
ノ數同一選舉區ニ於テ二人ニ達スルヲ
待チ最後ニヲ削リ同項中「第二項」ヲ「第
一項」ニ、「第三項」ヲ「第二項」ニ改ム
附則

本法ハ昭和四年四月十五日ヨリ之ヲ施行
本法施行ノ際現ニ存スル關員ニ付テハ本
法施行ノ日ヨリ二十日以内ニ補闕選舉ヲ
決セラレンコトヲ望ミマス
〔「賛成ト呼フ者アリ」
○副議長(清瀬一郎君) 御異議ナイト認メ
マス、仍テ直ニ三案ノ第二讀會ヲ開キ、議
案全部ヲ議題ト致シマス
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
○副議長(清瀬一郎君) 御異議ナシト認メ
マス、仍テ第三讀會ヲ省略シテ三案共委員
長報告通り可決確定致シマシタ(拍手)
○原忠兵衛君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ
提出致シマス、即チ此際日程ヲ變更シ、鶴
見祐君若提出、對米對支外交ニ關スル緊急
質問ノ趣旨辨明ヲ爲サレンコトヲ望ミマス
○副議長(清瀬一郎君) 原君ノ動議ニ御異
議アリマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
○副議長(清瀬一郎君) 御異議ナイト認メ
マス仍テ日程ハ變更セラレマシタ、但シ内
閣總理大臣兼外務大臣田中義一君ハ已ムナ
キ差支ノ爲ニ出席サレマセヌ、鶴見君趣旨
辯明ヲサレマスカ
○副議長(清瀬一郎君) 外務大臣ノ出席マデ此趣意
トヲ希望シマス
○鶴見祐君 保留ニ決シマス
○副議長(清瀬一郎君) 保留決
○原忠兵衛君 引續キ日程ニ這入ラレンコ
トヲ希望シマス
○副議長(清瀬一郎君) サウ致シマス、日
程第十六、衆議院議員選舉法中改正法律案
ノ第一讀會ヲ開キマス、提案者ノ趣旨辯明
ヲ求メマス——二見甚鄉君
第十六 衆議院議員選舉法中改正法律案
第七十九條第一項及第五項中「其ノ關員
案(二見甚鄉君外一名提出) 第一讀會
衆議院議員選舉法中改正法律案
ノ數同一選舉區ニ於テ二人ニ達スルヲ
待チ最後ニヲ削リ同項中「第二項」ヲ「第
一項」ニ、「第三項」ヲ「第二項」ニ改ム
附則